

抗告人主張書面(6)

令和 7 年 7 月 3 0 日

目 次

第 1	憲法 3 2 条及び 8 2 条違反（非公開手続の違憲）	4
1	総説	4
2	判例・学説の検証	4
(1)	判例・学説上確立された定義・原則	4
(2)	判例の動向とその考察	5
ア	後続の最高裁決定	5
イ	昭和 4 1 年決定の論理破綻	9
3	宗教法人解散命令事件が公開裁判でなければならない理由	14
4	本件裁判に顕れた非公開裁判の弊害	18
5	予備的主張の維持	21
第 2	信教の自由と厳格な審査基準	22
1	信教の自由の制約に厳格な審査基準が適用されること	22
2	厳格な審査基準から見た原決定の杜撰な判断	27
(1)	原決定が示した判断基準	27
(2)	原決定の判断基準と問題点	29
(3)	「やむにやまれぬ（重大な）公益」の基準及び「明白かつ現在の危険」の法理について	29
ア	「やむにやまれぬ（重大な）公益」の基準について	29
イ	「明白かつ現在の危険」の法理について	32
(4)	「L R A の基準」について	33
(5)	総括	35
第 3	旧統一教会追及報道の実態	41
1	『検証暴走報道－データと証言で明らかにする統一教会追及－』 （乙 C 1 7 1）が明らかにした旧統一教会追及報道の実態	41
(1)	加藤文宏氏によるメディア分析	41

(2)	旧統一教会追及報道の実態	42
ア	「はじめに」	42
イ	第1章「統一教会報道をデータから解明する」	44
ウ	第2章「メディア世論を形づくったワイドショー」	48
エ	第3章「不寛容と差別の原因を証言とデータで解明する」	51
オ	第4章「政治に弄ばれた教団と社会」	53
カ	第5章「運動に弄ばれた信者と社会」	57
(3)	暴走報道を牽引した人物の実像	62
2	総括	66
第4	宗教・信仰とは何か（本件事件の本質）	67
1	宗教・信仰は本質的に一般社会原理とは相容れない	67
2	本件とオウム真理教解散命令事件等との本質的相違	69

第1 憲法32条及び82条違反（非公開手続の違憲）

1 総説

抗告人主張書面(4)「第3 憲法学者小林節名誉教授による原決定批判」（24頁～33頁）で主張した通り、本件抗告審手続が非訟事件手続法に基づく非公開裁判とされていることは、憲法32条及び82条に違反するものである。本項では、この問題について法律上の考察を更に深めることとする。

2 判例・学説の検証

(1) 判例・学説上確立された定義・原則

憲法82条が規定する「裁判公開の原則」は、諸国憲法の司法に関する伝統的な重要原則であり、法律上の争訟に係る裁判が公開手続の下で公明正大に行なわれることにより当事者の人権保障が図られ、裁判の公正を保つことで裁判に対する国民の信頼を確保することができるという考えに基づいて確立された原則である（最大判昭和41年12月27日民集20巻10号2279頁：入江俊郎裁判官反対意見，清宮四郎「憲法Ⅰ（第三版）」367頁，兼子一ほか「裁判法（第四版）」288頁，乙A62「小林節意見書」7頁【憲法32条と82条に違反】）。

抗告人主張書面(4)25頁で述べた通り、判例は、憲法82条が定める公開・対審・判決の手続が要請される事件について、「当事者の意思いかんに拘らず終局的に、事実を確定し当事者の主張する権利義務の存否を確定するような裁判」を「純然たる訴訟事件」と呼んで定義し（最大決昭和35年7月6日民集14巻9号1657頁），裁判所法3条1項が規定する「法律上の争訟」は、「当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であって、法律の適用により終局的に解決しうべきもの。」と定義されている（最一小判昭和29

年2月21日民集8巻2号419頁，佐藤幸治「憲法（第三版）」297頁，兼子一ほか「裁判法（第四版）」66頁～67頁）。したがって，上記各定義に該当する紛争事件については，憲法32条の裁判を受ける権利に基づき同82条が定める公開裁判によらなければならない（前掲最大決昭和35年7月6日「・・・公開の法廷における対審及び判決によってなされないとすれば，それは憲法82条に違反すると共に，同32条が基本的人権として裁判請求権を認めた趣旨も没却する・・・」）。

(2) 判例の動向とその考察

ア 後続の最高裁決定

法律上，非公開の手続によると定められた事件類型が一定数存在し，前掲最大決昭和35年7月6日の後も，非公開手続が憲法32条及び82条に違反するとして裁判上争われた事件がある。その代表的なものとして，

- ① 家事審判法の定める夫婦同居審判について，同審判手続きが非公開手続であることの合憲性が争われた最大決昭和40年6月30日（民集19巻4号1089頁。以下，「昭和40年決定」という。）
- ② 過料裁判が非訟事件手続法による非公開手続であることの合憲性が争われた最大決昭和41年12月27日（民集20巻10号2279頁。以下，「昭和41年決定」という。）

という2つの最高裁決定がある。

昭和40年決定（①）は，

前記同居義務等は多分に倫理的，道義的な要素を含むとはいえ，法律上の実体的権利義務であることは否定できないところであるから，かかる権利義務自体を終局的に確定するには公開の法

廷における対審及び判決によつて為すべきものと解せられる
(旧人事訴訟手続法〔家事審判法施行法による改正前のもの〕
1条1項参照)。従つて前記の審判は夫婦同居の義務等の実体的
権利義務自体を確定する趣旨のものではなく、これら実体的
権利義務の存することを前提として、例えば夫婦の同居につい
ていえば、その同居の時期、場所、態様等について具体的内容
を定める処分であり、また必要に応じてこれに基づき給付を命
ずる処分であると解するのが相当である。けだし、民法は同居
の時期、場所、態様について一定の基準を規定していないので
あるから、家庭裁判所が後見的立場から、合目的の見地に立つ
て、裁量権を行使してその具体的内容を形成することが必要で
あり、かかる裁判こそは、本質的に非訟事件の裁判であつて、
公開の法廷における対審及び判決によつて為すことを要しない
ものであるからである。

として合憲とした。すなわち、夫婦同居審判は、家庭裁判所が、後
見的立場で、同居の時期、場所、態様等について形成するものであ
るから、「純然たる訴訟事件」ではないというわけである。

次に、昭和41年決定(②)は、

民法46条が法人について一定の事項を登記すべきものとして
いるのは、権利主体たる法人の活動によつて生じる取引関係に
ついて、不測の損失や紛争を招来せしめないために、あらかじめ
法人の組織に関する重要事項を一般に公示せしめることにし
ておく必要があるからである。従つて、その登記事項に変更を
生じたときにも、一定の期間内にその登記をすることを義務づ
け、これをしなければその変更を他人に対抗することができな
いものとしている。しかし、これらの登記を励行せしめるには、

右の不利益をこうむらしめるだけではなお不十分であるとして、民法84条1号は、登記の懈怠に対して、秩序罰たる過料の制裁を科することになっている。これは、国家の法人に対するいわゆる後見的民事監督の作用として、法人に関する私権関係の形成の安全化を助長し、もつて私法秩序の安定を期することを目的としているものといえることができる。

右のような民事上の秩序罰としての過料を科する作用は、国家のいわゆる後見的民事監督の作用であり、その実質においては、一種の行政処分としての性質を有するものであるから、必ずしも裁判所がこれを科することを憲法上の要件とするものではなく、行政庁がこれを科する（地方自治法149条3号、255条の2参照）ことにしても、なんら違憲とすべき理由はない。従つて、法律上、裁判所がこれを科することになっている場合でも、過料を科する作用は、もともと純然たる訴訟事件としての性質の認められる刑事制裁を科する作用とは異なるのであるから、憲法82条、32条の定めるところにより、公開の法廷における対審及び判決によつて行なわれなければならないものではない。

ただ、現行法は、過料を科する作用がこれを科せられるべき者の意思に反して財産上の不利益を課するものであることにかんがみ、公正中立の立場で、慎重にこれを決せしめるため、別段の規定のないかぎり、過料は非訟事件手続法の定めるところにより裁判所がこれを科することとし（非訟事件手続法206条）、その手続についていえば、原則として、過料の裁判をする前に当事者（過料に処せられるべき者）の陳述を聴くべきものとし、当事者に告知・弁解・防禦の機会を与えており（同2

07条2項), 例外的に当事者の陳述を聴くことなく過料の裁判をする場合においても, 当事者から異議の申立があれば, 右の裁判はその効力を失い, その陳述を聴いたうえ改めて裁判をしなければならないことにしている(同208条ノ2)。しかも, 過料の裁判は, 理由を付した決定でこれをするとし(同207条1項), これに不服のある者は即時抗告をすることができ, この抗告は過料の裁判の執行停止の効力を有するものとする(同条3項)など, 違法・不当に過料に処せられることがないよう十分配慮しているのであるから, 非訟事件手続法による過料の裁判は, もとより法律の定める適正な手続による裁判ということができ, それが憲法31条に違反するものでないことは明らかである。

として, これも合憲とした。民事上の秩序罰である過料を科する作用は, 国家による後見的民事監督の作用であり, 刑事制裁を科する作用のような「純然たる訴訟事件」とは異なるというのである。

上記各決定は, いずれの事件も国家による後見的(民事監督)作用であることを理由に, 「純然たる訴訟事件」ではないとしている点で共通するが, 単に国家の後見的(民事監督)作用であるという理由によって憲法32条及び82条の公開の対審・判決を受ける権利の保障外となるとする判例の議論はいかにも粗雑である。あくまでも, 当該事件が, 上記(1)で定義した「当事者の意思いかんに拘らず終局的に, 事実を確定し当事者の主張する権利義務の存否を確定するような裁判」及び「当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であって, 法律の適用により終局的に解決しうべきもの。」であるかどうかを厳密に問われなければならない。

この観点から見ると, 夫婦同居審判については, 昭和40年決定

が言うとおりに、「夫婦同居の義務等の実体的権利義務自体を確定する趣旨のものではなく、これら実体的権利義務の存することを前提として、夫婦の同居についていえば、その同居の時期、場所、態様等について具体的内容を定める処分」であることから、上記定義に該当しないと考えても差し支えないと思われる。しかしながら、過料事件に関する昭和41年決定については、下記の通り、重大な疑義がある。

イ 昭和41年決定の論理破綻

強度の悪性を有する反社会的・反倫理的非行とはいえない法秩序違反行為であって、刑事罰を科して刑事事件として取り扱うまでの必要のない私法上、訴訟法上、行政法上の秩序違反行為につき、秩序罰である過料制度を設け、昭和41年決定が言うように、これを「国家のいわゆる後見的民事監督の作用」であるとして、裁判所が行政庁に代わって非訟事件手続により処分を下すことは立法政策上あり得る選択であり、同手続を捉えて直ちに違憲であるとは言えない。しかし、過料は比較的軽微な処罰であるから、これを科する手続が憲法31条に適合する限り、これに対する不服申立については、憲法82条の裁判公開原則を排除しても同条違反ではないとする昭和41年決定は相当ではない。過料は、刑事罰に比し軽微であるとしても、一般統治権に服する者が法的秩序に違反した場合に科する制裁であり、これを科せられることは刑事罰とは異なる意味合いであるにせよ、当事者にとっては大きな不利益かつ不名誉な事柄であり、軽微の一事をもつて、純然たる訴訟事件の性質を有するに至った段階における過料決定の不服申立手続に憲法82条の公開裁判原則を適用しなくてもよいということにはならない。

「純然たる訴訟事件」・「法律上の争訟」とは、上記(1)の通りで

あるが、これをさらに詳しく言うと、

具体的事件に関連して法令の解釈、適用につき当事者間に利害の衝突があつて、その結果違法に自己の権利、利益を侵害されたとする者が、これを不服としてその救済を求める場合を意味し、特に、憲法 37 条 1 項は、刑事事件について、国家が刑事罰を科する作用即ち刑罰法令の適用を確定する作用を「純然たる訴訟事件」、「法律上の争訟」であるとして、公開された公正な裁判を受ける権利を保障している

のである（昭和 41 年決定の前掲入江俊郎裁判官反対意見。以下、「入江反対意見」という。）。裁判所から過料処分を言い渡された当事者が、過料を定めた実定法規の法解釈・法適用及び事実関係を争い、同処分を不服として救済を求めることは、「純然たる訴訟事件」・「法律上の争訟」以外の何ものでもなく、正に憲法 82 条及び憲法 37 条 1 項が刑事事件について公開された公正な裁判を受ける権利を保障した趣旨が適用されるべきことは自明である。このことは、行政機関（地方公共団体の長）に過料処分権限を与えた地方自治法 14 条 3 項、228 条等に基づき過料を科された者が、処分取消訴訟を提起して公開裁判を受けることができることと対比すれば、より一層明白である。この点について、入江反対意見は、

多数意見によると、地方自治法の過料を科する手続が行政処分として地方公共団体の長により科せられる場合、これに対する不服申立の段階も、終始性質上は純然たる訴訟事件ではないと解するのであろうか。この不服申立については現在行政事件訴訟法が適用せられ、終局的には訴訟事件として扱われているが、これは事柄の性質から来るものではなく、従つて憲法の要請から来るものではなく、元来非訟事件として扱つてもよいものを、

立法政策の上から、形式上訴訟事件として扱ったというのであろうか。行政事件訴訟法に特別の規定を設けて、地方自治法による過料に対する不服申立の途を地方自治法 255 条の 2 の手続による方法のみに限り、出訴の途を全然認めないこととしても、憲法 31 条との関係は別として、同 32 条、82 条違反の問題は生じないというのであろうか。或いは地方自治法を改正し、過料を科する手続を本件の過料のごとく非訟事件手続法による裁判所の裁判によらしめることとし、過料の決定に対する不服申立についても、本件と同様に、非訟事件手続法の即時抗告の手続によらしめて、これに公開の対審構造を認めないこととするのは、専ら立法政策に委された問題であって、何ら憲法違反の問題を生じないというのであろうか。そのような考え方は到底わたくしの是認し得ないところである。

と述べている。至極正当な見解である。

したがって、地方裁判所が非訟事件手続により下した過料処分に対する不服申立審は、「純然たる訴訟事件」・「法律上の争訟」として、公開裁判によらなければならない、非訟事件手続法が定める非公開の抗告手続でしか争えないのは憲法 32 条・82 条に違反すると言わざるを得ない（入江反対意見：「再度の考案ないし再審査の決定に対してなお且つ不服ある者に対しては、最終的には純然たる訴訟事件として、憲法 32 条、82 条の保障の下に、終局的解決を与える途を用意しなければ違憲である」）。この入江反対意見は、「純然たる訴訟事件」及び「法律上の争訟」の定義並びに憲法 32 条・82 条の趣旨に忠実にして論理的に明快な見解であり、有力な憲法学者及び訴訟法学者らがこぞってこれを支持し、現在も学説の圧倒的多数を占める支配的見解となっている（佐藤幸治「日本国憲法論

（第2版）」658頁，樋口陽一「憲法」142頁，新堂幸司「憲法判例百選Ⅱ（第3版）」272頁，田口精一「法学教室（第2期2号）」96頁，石川明「民事訴訟法判例百選Ⅰ（新法対応補正板）」12頁，大西芳雄「憲法判例百選（第3版）」170頁，西津政信「行政法の争点」99頁，乙A62「小林節意見書」。

他方，昭和41年決定については，事件を担当した中野次雄調査官ですら，「過料裁判が違憲でないとすれば，その不服申立ても非訟事件によるのが極めて当然」とした多数意見について，「結論に至る推論過程が一読必ずしも明瞭でない」（最高裁判所判例解説民事篇昭和41年度584頁）と指摘し，その理論的な説明について自身でいくつか試みた後，「この点に関する本決定の理由はさしあたっては読む人の解釈に任せるほかないのである。」（同586頁～567頁）として半ば匙を投げている（＝理論的説明が難しい）。実際，同決定に対しては，直後から多くの批判・疑問が寄せられ（磯崎辰五郎「非訟事件手続法により科する過料について」龍谷法学3巻3＝4号337頁，重本達哉「行政判例百選Ⅰ（第7版）」222頁），新堂幸司教授は，「憲法判例百選Ⅱ（第3版）」の解説（273頁）で，

過料の裁判に関する非訟事件手続法の現行規定をもって合憲と
いい切ることはかなり難しく，反対意見の結論に賛成せざるを
えない（後掲の本件評釈（代理人注：参考文献として九つの文
献を掲示）はすべて判旨に反対ないし疑問を表明している）
と述べている。

入江反対意見を踏まえた当代理人の私見を述べるに，昭和41年決定は，現行憲法とは「司法」の範囲（行政事件を含むか否か）を異にする旧憲法下で設けられた過料制度が現行憲法下でも引き継が

れたことにより顕在化した矛盾を、訴訟事件と非訟事件を水と油の如くに分ける「非訟事件ドグマ」をもって、強引に蓋をしたという批判を免れないと考える。すなわち、過料には、現行憲法下では公開裁判原則が適用されるべきもの（行政事件が司法の範囲外にあった旧憲法下では問題にならなかった）が含まれているにもかかわらず、硬直化した非訟事件手続という括りに嵌め込んでしまったために矛盾が生じてしまったのであるが、同決定は、「これは非訟事件だから」というドグマをもって、理屈抜きで異論を遮断しているのである。この点、新堂幸司教授は、「民事訴訟法の争点（新版）」に掲載された「訴訟と非訟」と題する論文（同 17 頁）で、従来の判例・学説のアプローチに疑問を呈し、

第一に、判例法中心なるが故に、ある事件が実定法たる非訟手続によって処理することが合憲かどうかという形でしか議論されず、そこで念頭におかれている非訟手続なるものをある程度変動可能なものとしてアプローチしていない。ひいて、訴訟手続か非訟手続かという二者択一的な発想に傾いていること。

第二に、これも非訟事件の本質論に影響されているためであろうか、いかなる非訟事件にも共通する合憲論を立てることに熱中して、各事件のもつ類型的差異をことさら捨象した傾向があること。

第三に、なによりも、原判決の破棄を求めてされる上告に答えて発展した理論であるから、そこでは、合憲か違憲かのみが問われ、合憲であるとされるかぎり、よりよい手続はどういうものかという分析は、当面の課題でなく、なおざりにされていること等である。

と述べ、非訟事件に関する硬直化した議論のあり方の問題点を鋭く

指摘している。また、入江反対意見は、意見終盤の「四 過料に関する手続と非訟事件手続法の規定について」の項目において、旧憲法下からの過料制度の経緯及び非訟事件手続法の改正経緯に言及した上で、

過料の裁判は果たして全体として不可分の一体をなす一連の非訟事件として理解し得るものか、それともその中には法律上の争訟、即ち純然たる訴訟事件と見るべき部分が存在し、それは、最終的にはその他の部分とは切りはなして扱わねばならぬのではないかということは、現行憲法の司法権に関する規定の解釈上重要な事柄であり、まさにこの点が本件の核心（である）

と述べ、昭和41年決定多数意見が依拠する「非訟事件ドグマ」が抱える問題の核心を突いている。

以上、昭和41年決定の論理破綻はもはやこれ以上覆い隠すことはできず、実際、同決定を支持する学説・文献は見当たらない。いずれ、この問題は立法的解決により憲法に適合させるほかないと考えられる（前掲新堂「憲法判例百選Ⅱ（第3版）」273頁も同旨提言）。

3 宗教法人解散命令事件が公開裁判でなければならない理由

宗教法人解散命令事件は、国が宗教法人に対して解散という不利益処分を命じることが許容されるか否かという「法律関係の存否」に関する紛争であるから、「純然たる訴訟事件」及び「法律上の争訟」に該当することは明らかである（乙A62：8頁～9頁，10頁～11頁）。そして、解散命令は、宗教法人に対する死刑に相当する極めて重い処分であり、秩序罰である過料のような軽微な処分ではない。解散命令は、国家と宗教法人の間の先鋭な対立的紛争であって、かかる重大な処分の決定判断が国家による後見的民事監督作用であるはずがない。旧憲法下で

『大逆事件』をはじめ秘密裁判による不公正が多く行われた歴史の教訓に鑑み、裁判公開原則の形骸化を防ぐ趣旨（野中俊彦ほか「憲法Ⅱ（第四版）」254頁）で非公開裁判を禁じた憲法82条2項但書の「憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件」とは、「その保障、特に国家権力による干渉侵害が問題となっている事件の意である」と解されている（兼子一ほか「裁判法（第四版）」289頁）。憲法20条が保障する信教の自由、特に宗教的結社の自由が問題となっている宗教法人解散命令事件が正にこれに該当する事件であることは誰の目にも明らかである。上記の点、「小林節意見書」（乙A62：10頁～11頁）は、本件に関連して次のように言っている。

今回の宗教法人解散命令の決定過程は、その本質において「後見」などというものではない。つまり、各自の良心に従い、犯罪も行わずに信仰生活を続けてきた旧統一教会の会員にとっては、自分たちの人生の基盤そのものである教会が、今回、国家により「取り潰される」に等しい状況に追い込まれている。その結果、解散になれば、信徒たちは、社会的なレッテルを貼られ、教会の財産（礼拝堂や活動資金等）は国家が任命した清算人の管理下に入ることになる。つまり、信者たちの生活の土台が国家の管理下で解体される手続きが今、進行しているのである。

この関係は、非訟事件手続の本質である国家による「後見的監督」などではない。まさに、教会と信者にとっては、己の良心の故に国家から「疑われ」「追いつめられ」「生き方の変更までを強いられている」わけで、この状況は、「国家からいわば『襲われた』国民による国家を相手にした人権闘争」そのもので、法的紛争（典型的な『法律上の争訟』つまり「訴訟」）である。だから、これは「非訟事件」などではない。

では、宗教法人解散命令が、「純然たる訴訟事件」・「法律上の争訟」であり、憲法 8 2 条 2 項但書（非公開裁判禁止事件）に該当し、国による後見的民事監督作用ではない事件にもかかわらず、宗教法人法（以下、「法」という。） 8 1 条 1 項及び 7 項が解散命令処分の権限を裁判所に委ねてこれを非訟事件手続に付した立法趣旨は何であったのか。それは、信教の自由保障の見地から、行政上の裁量によって宗教法人に対して解散命令がなされることのないようにするため、裁判所に解散命令の権限を委ねたものであると理解されている（渡部蕨「最新逐条解説宗教法人法」 3 8 5 頁）。要するに、信教の自由保障の重要性に鑑み、行政庁ではなく公正中立な立場にあるはずの裁判所に処分権限を委ねることで、より慎重・公正な判断がされることを法は期待したのである。この点、昭和 4 1 年決定も、「現行法は、過料を科する作用がこれを科せられるべき者の意思に反して財産上の不利益を課するものであることにかんがみ、公正中立の立場で、慎重にこれを決せしめるため、別段の規定のないかぎり、過料は非訟事件手続法の定めるところにより裁判所がこれを科することとし」たと言っており、財産権の保障という観点から慎重・公正を期する目的で裁判所に処分権限を委ねた点において、一面共通するところがある（ただし、過料では「後見的民事監督作用」であることが主たる趣旨）。いずれにせよ、この法の趣旨は極めて重要である。法は、立法政策として、行政庁に解散命令処分権限を委ねる選択をすることも十分あり得たのである。現に、行政庁に団体解散命令権を与えた規定として、森林組合法 1 0 4 条、農住組合法 8 4 条、水産業協同組合法 1 2 4 条の 2、土地改良法 1 3 5 条など多数の立法例が存在する。しかし、宗教法人法は、敢えて裁判所に処分権限を委ねることで、特に信教の自由に対する保障を厚くしようと企図したのであり、これは、決して、「解散命令事件はその性質上『純然たる訴訟事件』・『法律上の争訟』

ではない」という理解に基づく立法措置ではない。信教の自由保障を厚くするという上記立法趣旨を尊重すれば、地方裁判所が行政庁に代わり非訟事件手続により解散命令を出すこと自体は、過料事件と同様、合憲とする余地があろう。問題なのは、これに対する不服申立手続である。仮に、立法政策として、宗教法人に対する解散命令処分権限が行政庁に与えられていたとすれば、同処分を受けた宗教法人は処分取消訴訟を提起して公開・対審・判決による裁判を受けられたはずである。そうであれば、解散命令事件が本来的に「純然たる訴訟事件」・「法律上の争訟」である以上、地方裁判所が行政庁を肩代わりして出した解散命令決定に対する不服申立ての裁判手続は、公開・対審・判決によらなければならないと考えるのが、論理的帰結である（笹田栄司「平成7年度重要判例解説 憲法5 宗教法人の解散命令と信教の自由—宗教法人オウム真理教解散命令事件」15頁）。法が、信教の自由保障の重要性に鑑み、解散命令の処分権限を行政庁ではなく裁判所に委ねたことが却って仇となり、指定された手続上の枠組みが障害となって憲法32条・82条の保障から強制排除され、結果、信教の自由に対する人権保障が蔑ろにされるのであれば、甚だしい矛盾・背理であるといわざるを得ない。これは、明らかな立法上の瑕疵・手落ちである。立法政策の目的に合理性が認められても、具体的立法措置に憲法に違反する瑕疵・手落ちがあれば、合憲限定解釈ができない限り、当該法律は法令違憲となる。

過料事件に関する昭和41年決定が誤りであることについては既に上記2(2)イで指摘したところであるが、その点を脇に置いたとしても、過料と解散命令とでは、法が処分権限を裁判所に委ねた趣旨の重点が異なり、処分の性格も重みも明らかに異なるのであるから、同決定の論理が解散命令事件にそのまま妥当するものではない。たとえ、同決定の多数意見の立場に拠っても、解散命令事件が本来的に「純然たる訴訟事件」

・「法律上の争訟」であり（これを否定することは不可能と言うほかない）、憲法 82 条 2 項但書の「憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件」である以上、解散命令決定に対する不服申立審は公開・対審・判決の手續によらなければならないという結論にならざるを得ないはずである。

以上、解散命令事件の不服申立審について何ら法的手当をせずに漫然と非公開の非訟事件手續によると定めた法 81 条 7 項は、憲法 32 条・82 条に違反する法令違憲である。

4 本件裁判に顕れた非公開裁判の弊害

佐藤幸治名誉教授は、「公正な裁判とは公開裁判のことだという信念（公開即公正という信念）が近代司法観念を規定してきた。そのことは、それまで存在した秘密裁判の恣意を排除し、司法権をもって法原理部門たらしめようという課題を担った近代立憲主義の見地から十分首肯できることである。日本国憲法 82 条も、そうした観点をきわめて厳格な形で表現したものといえるであろう。」（法学教室 1992.10『公開裁判と現代社会』79 頁）と述べ、また、昭和 41 年決定で多数意見に与した田中二郎裁判官と岩田誠裁判官にあっても、その補足意見では、次のように述べて憲法 82 条の公開裁判原則の歴史的意義を強調している。

憲法が裁判における公開・対審の原則を保障している理由を考えてみるに、この原則は、もともと、互いに対立・抗争する当事者間における訴訟事件について、フェア・プレーの精神に基づいて、公開の法廷において、十分に主張すべきことを主張させ、裁判所が公正中立の立場に立ち、これらの主張を聞いて、公正な裁判をすることができるようにし、もつて、個人の権利・自由の保障を全うしようとするものである。この原則は、秘密・暗黒裁判のもたらした弊害にかんがみ、これに対する厳正な批判の結果生み出された、いわば

歴史の産物であつて、ここに近代裁判の一つの理想が表現されているともいうことができる。

原審の鈴木謙也裁判長以下担当裁判官が「密室裁判」の下で行った不都合な事実の無視・隠蔽，証拠裁判主義を無視した推測認定，基本的人権無視など数々の不公正については，抗告人主張書面(4)「第3 憲法学者小林節名誉教授による原決定批判」31頁～33頁で述べたところである。そこで指摘した内容は，正に上記補足意見がいう「秘密・暗黒裁判のもたらした弊害」そのものであり，現代日本の司法でこのような弊害が現実を生じた事実を目の当たりにし，「近代裁判の理想は一体どこへ行ったのか・・・」と，暗澹たる思いを抱かざるを得ない。万一，当審が上記弊害の現実を見て見ぬ振りをし，「密室裁判」のベールの裏側で闇から闇に葬ったとすれば，日本の司法が「秘密・暗黒裁判の淵」に墮ちることは必定である（乙C122の1，2：飯田泰之教授が原決定当日に憂えた「法治主義を守る瀬戸際にいる。・・・ここで世論に流される判決が増えていってしまったら，日本の司法はおわる」）。

正に今，戦前の二大人権侵害事件である『大本事件』と『大逆事件』が令和の世において形を変えて再現されている。両事件は，本件事件と同じ国家権力による宗教・思想弾圧事件であった。そして，本件事件を含むこれら3つの事件は，国家権力が，特定の宗教・思想を弾圧する意図の下に，虚偽証拠捏造と事実のでっち上げを行い，汚染された証拠を用いて弾圧対象者を裁判に掛けてきた点で酷似している。本件と『大本事件』の類似性については，これまで何度か指摘してきたところであるが，『大逆事件』を密室裁判とメディアが果たした役割の視点で見ると，本件類似の構図が見えてくる。密室裁判により幸徳秋水ら24名が死刑判決（冤罪が濃厚とされる）を受けた『大逆事件』について，当時の新聞各社は，事件詳細を報ずることなく政府の公式見解を一方的に報じ，

密室裁判の正当性を疑問視する声は封殺された。そして、新聞各社の報道は、被告人たちを「天皇暗殺を企てた危険人物」として描写し、社会主義・無政府主義への恐怖を煽り、国民世論を国家権力の願う方向へと積極的に誘導したのであった。本件事件で、メディアは、ワイドショーを中心に「統一教会は巨悪」とする虚像を作り出して世論を煽りながら、政府及び反対派の主張ばかりを報道して抗告人や信者らの主張はほとんど無視して報道しなかった。しかし、報道内容は、「靈感商法」、「高額献金」などお決まりの抽象的文言が踊るだけで、非公開の密室裁判であることもあって、解散事由となるべき具体的行為がどんなものであるのかについては『大逆事件』の時と同様に一切報道されることがなかった。また、抗告人が、政府による悪質な虚偽証拠捏造やそれら具体的事件の概要、審問期日の証人尋問で明らかになった政府側証人名義の虚偽陳述書の悪質な内容など、密室裁判の内側で行われていた政府による数々の不正行為を具体的に指摘して告発しても、産経新聞が証拠捏造につき一部報道したのを除き、大半のメディアは無視して報道しなかった。後記第3「旧統一教会追及報道の実態」で記述するところと対比すれば、本件と『大逆事件』との類似性が見えてくるはずである。

「密室裁判」は、「不都合な真実」を闇の中に永遠に封じ込めることはできない。間違いなく、本件事件は、「令和の宗教弾圧・密室裁判事件」として後世に語られ、『大本事件』、『大逆事件』と並んで、我が国の宗教史・裁判史に残る重大な汚点として記録されることになるはずである。法の正義と歴史について真つ当な見識を持つ有識者からは、既にそのような声が上がっていることを忘れてはならない（乙 C 155：
■■■■■「今後の歴史の中で日本裁判史上の汚点として記録されることになるだろう」、乙 C 170：杉原誠四郎「我が国の宗教史上としても重大な汚点となる」）。

5 予備的主張の維持

以上、本件事件を非訟事件手続として非公開手続で行うことが違憲であることに疑いの余地はないが、抗告人主張書面(4)第3でも述べた通り、当審が原決定を取り消す判断をする限りにおいて、敢えてこれを問題にしない。あくまで、当審が原決定を維持する場合に備えて予備的に違憲の主張するものであるので、同主張書面で表明した主張方針は引き続き維持する。

第2 信教の自由と厳格な審査基準

1 信教の自由の制約に厳格な審査基準が適用されること

優越的人権とされる精神的自由の1つである信教の自由(憲法20条)の規制に関する司法審査で、いわゆる「厳格な審査基準」(strict scrutiny test)が適用されることについて、学説上異論はない。

「厳格な審査基準」とは、合衆国連邦最高裁判所で形成・確立された精神的自由の規制に適用される司法審査基準であるが、特に、信教の自由に関する具体的な審査基準については、「小林節意見書」(乙A62:「5項(優越的人権としての信教の自由と厳格な違憲審査基準)」3頁～4頁)が代表的判例を列挙しており、抗告人主張書面(4)30頁～31頁でも引用したところではあるが、本項で改めて引用する。

例えばエホバの証人に対する国家への忠誠宣誓の強制の合憲性が争われたW. Virg. State Bd. of Ed. 事件に対する1943年の最高裁判決は、礼拝の自由を、単なる「合理性」といった貧弱な根拠によって制約してはいけない、**信教の自由は、「国家が合理的に保護できる『公益に対する重大かつ緊急の危険を除去するため』だけにしか制約を受けない」とした**(West Virginia Board of Education v. Barnett, 319 U.S. 624(1943) at639.)。以来、この立場を、合衆国最高裁は一貫して踏襲している。つまり、「**『至高の公益を脅かす重大な権利濫用』だけが信教の自由の制約を許す。**」(Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398 (1963))。「**国は、それが、『非常に重大な公益』を実現するための、『最も弾圧的でない手段』であるということ**を証明することにより、その信教の自由に対する権力による侵害を正当化することができる。」(Thomas v. Review Board of the Indiana Employment Security Division, 450 U.S. 707 (1981))。「**『最高の公益』で、さらに、『その方法によらなければ実現**

しない公益のみ』が、正当な信教の自由の主張を否定できる。」(Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205 (1972))。「信教の自由を制約するには、その『立法目的がいかに正当であってもそれは十分に重大なものでなければならず』、かつ、それは、信教の『自由を過度に制約する方法で追求されてはならない』(つまり、『最も少ない制約手段によらなければならぬ』)。」(Wooley v. Maynard, 430 U.S. 705 (1977))。「『非常に重大な公益に資するためにその規制が必要であること』と、『その規制が最も穏便にその目的を達成するものであること』を、国は立証しなければならない。」(Widmar v. Vincent, 454 U.S. 263 (1981))。「宗教上の信条による行為に対して国が福祉の給付を与えない場合には、『厳格な司法審査』に服さなければならぬ。」(Hobbie v. Unemployment Appeals of Florida and Lawton & Company, 55 U. S. L. W. 4206 (1987))等。

上記各判例で示された審査基準については、規制目的と規制手段の2段階で説明されるのが一般的であり、上記を纏めると次のように要約できる。

① 規制目的の制限

信教の自由の規制を正当化できるのは、これに対置して守るべき「やむにやまれぬ(重大な)公益」(compelling public interest)がある場合のみであり、かつ、公益に対する「明白かつ現在の危険(clear and present danger)」がある場合に限定される。

② 規制手段の制限

許容される規制手段は、「最も制限的でない手段」(least restrictive alternative)でなければならぬ(上記引用では、『最も弾圧的でない手段』、『最も少ない制約手段によらなければならぬ』、『その規制が最も穏便にその目的を達成するものであること』などとされ

ている。)。これは、一般的な「より制限的でない他に取り得る手段」(less restrictive alternative)が存在しないかを検討した上で必要最小限の規制に限定される(一般的な「LRAの基準」)よりも厳しい基準である。

我が国の判例で信教の自由について適用される審査基準を示したとされるものは、「オウム真理教解散命令事件特別抗告審決定」(最一小決平成8年1月30日民集50巻1号199頁。以下、「平成8年決定」という。)である。同決定は、「憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない。」、「本件解散命令は、宗教団体であるオウム真理教やその信者らの精神的・宗教的側面に及ぼす影響を考慮しても、抗告人の行為に対処するのに必要でやむを得ない法的規制であるということが出来る。」と述べている。同事件を担当した近藤崇晴調査官は、上記につき、

そこで、信教の自由の限界の判断基準をどこに求めるかが問題となる。表現の自由(憲法21条)を制限することの可否については、昭和50年代以降の最高裁大法廷判決においては、いわゆる利益衡量論が中心的な判断基準になっている。利益衡量論によれば、対立する利益を比較較量した上、その制限が必要で合理的なものであるかどうかを判断することになる。表現の自由についてだけでなく、信教の自由の制限についても、基本的には同様の判断基準が妥当するであろう。また、憲法の保障する精神的自由に対する規制はより制限的でない他の選び得る手段が利用できないときに限って許されるとするいわゆる「LRAの原則」(『より制限的でない他の選び得る手段』)を意識しているものと思われる判例もある。

(中略)

本決定が結論を導くのに考慮した右の要素を見れば、当該法的規制によって達成しようとする目的の必要性・合理性と当該法的規制によって宗教上の行為に生ずる支障の程度との比較較量、より制限的でない他に選び得る手段の有無（L R Aの原則）、規制手続の適正の確保等が、憲法適合性の判断基準として念頭に置かれていることは明らかであろう。

と解説し（最高裁判所判例解説民事篇平成8年度（上）81頁～82頁）、判例が信教の自由の制約について厳格な審査基準を採用したことが確認されている。ただし、同解説によれば、上記②の「最も制限的でない手段」（least restrictive alternative）ではなく、一段緩和された「より制限的でない他に選び得る手段」（less restrictive alternative）を「L R Aの基準」と呼んでこれを採用したものであることが分かる。他方、上記①の「やむにやまれぬ（重大な）公益」の基準及び「明白かつ現在の危険（clear and present danger）」の法理を判例が採用したとまでは直ちに言えない。同解説では「利益衡量論により、対立する利益を比較較量する」と言っているだけで、「信教の自由の制約を正当化する対立利益がどのようなものでなければならないか」「明白かつ現在の危険が迫っていなければ規制は認められないか」について特に言及がないからである。

しかしながら、無差別殺人テロを起こしたオウム真理教に対する解散命令事件で問題とされた公益が、「国民の生命・身体の安全」という「極めて重大なやむにやまれぬ公益」であったことからすれば、平成8年決定は、実質的に「やむにやまれぬ（重大な）公益」（compelling public interest）の基準で判断したものであるといえる。

また、「明白かつ現在の危険（clear and present danger）」の法理は、上記引用した合衆国連邦最高裁判決（West Virginia Board of Education v. Barnett, 319 U.S. 624(1943) at639.）が、

信教の自由は、「国家が合理的に保護できる『公益に対する重大かつ緊急の危険を除去するため』だけにしか制約を受けない」とする

としてこれを明示し、欧州人権裁判所も、宗教団体の法人格剥奪は「緊急かつ重大な社会的必要性」によつてのみ正当化されると判示しており（乙 A 6 3 : 3 7 頁～3 8 頁。Hasan and Chaush v. Bulgaria (2000)）、同法理は信教の自由制約における国際的に定着した審査基準とされているところ、我が国においても、表現の自由（集会の自由）の制約に関する判例が同法理を採用している（「泉佐野市民会館事件」最判平成 7 年 3 月 7 日民集 4 9 卷 3 号 6 8 7 頁：「明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である」）。我が国だけが信教の自由を同法理の適用から排除する理由はなく、表現の自由と同じ精神的自由である信教の自由にも同様に適用されると考えるのが相当である。平成 8 年決定には「明白かつ現在の危険」の法理を想起させる表現はないが、同決定時から遡ること 1 0 ヶ月前（原審高裁決定時から 9 ヶ月前）に無差別多量殺人テロである地下鉄サリン事件が発生し、一部の実行犯が未だ逃走中、テロに使用された猛毒サリンガスを生成したサリンプラントが教団施設内に現存していて、未だ世情騒然とする状況下、国民の生命・身体の安全が「明白かつ現在の危険」に晒されていることを当然の前提に、オウム真理教に対する解散命令を容認する判断がなされたことは明らかである。また、宗教法人法 8 1 条 1 項 1 号で定める解散命令事由が「法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」という極めて厳格な構成要件になっていることからすれば、解散命令判断時点で、「やむにやまれぬ（重大な）公益」が「明白かつ現在の危険」に晒されていることを要件としていると理解するのが、法解釈としても相当である。むしろ、同号の構成要件の書きぶりは、「やむにや

まれぬ（重大な）公益」が「明白かつ現在の危険」に晒されているような事態を正に想定していると読める。

信教の自由の制約に厳格な審査基準が適用されとする学説・文献は枚挙に暇がないが、一つだけ紹介する。芦部信喜教授は、平成8年決定が出される以前の対談記事（「ジュリスト No.1037（憲法判例理論の現在－芦部信喜教授に聞く）」18頁）で、信教の自由に対する規制においては、規制目的が「コンペリング・パブリック・インタレスト（compelling public interest）」でなければならず、規制手段が必要最少限度のものであることを要求する厳格度の高い「L R Aの基準（least restrictive alternative）」で判断されるべきである旨述べ、「憲法学Ⅲ人権各論(1)」（第2章第2節「2 宗教的行為の自由の限界」133頁～136頁）でも同様の見解を示している。

以上の通り、信教の自由の制約に厳格な審査基準が適用されることは、判例上も学説上も完全に確立している。ただし、「L R Aの基準」を「least restrictive alternative」とすべきか、一段緩和された「less restrictive alternative」とすべきかで、学説と判例では違いがある。次項以下では、便宜上、判例が採用したとされる「less restrictive alternative」を前提に議論を進める。

2 厳格な審査基準から見た原決定の杜撰な判断

(1) 原決定が示した判断基準

本件事件は、平成8年決定と同じ宗教法人解散命令事件であるから、当然に厳格な審査基準（上記1の①・②）が適用される。

原決定は、平成8年決定の一部を引用しながら、

宗教法人の解散命令が確定したときは、その清算手続が行われ（法49条2項，51条）、清算に係る当該宗教法人の規則の定めの有無及び内容いかんによって最終的な帰属関係は異なり得るものの、当該宗教法人に帰属する財産を用いて信者らが行っていた宗

教上の行為を継続するのに支障を生じさせることがあり得る（法 50 条参照）。このように、宗教法人に関する解散命令が、信者の宗教上の行為自体を法的に制約する効果を伴わないとしても、支障を生じさせることがあり得ること及び憲法の保障する信教の自由の重要性に鑑みると、宗教法人に解散を命ずるためには、法 81 条 1 項柱書き及び同項 1 号に該当することに加え、解散命令が、判断時までの同号該当行為を踏まえた当該宗教法人に対する措置として必要でやむを得ないものといえることを要すると解すべきである。

（中略）

法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為（同項 1 号）があった場合に、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切といえるか否かを判断すると、いった解散命令の判断の性質に加え、憲法が保障する信教の自由の重要性にも鑑みれば、過去のものを含めた法令違反事実に加え、現在に至るまでの状況及び将来の再発のおそれなどを踏まえ、判断時において解散命令が必要でやむを得ないものといえるか否かを検討すべきである。

（中略）

利害関係参加人の主張する点のうち、解散の緊急性が現在していることが必須であるといった解釈は採用することができない。

と言う（原決定 101 頁～103 頁）。

(2)以下では、原決定が説く上記判断基準が厳格な審査基準に照らして正当であるか否か、そして、本件に対する具体的判断の是非について検証する。

(2) 原決定の判断基準と問題点

原決定の上記判断基準は、基本的に平成8年決定の表現を踏襲したものであるから、一応、厳格な審査基準を採用したものと理解される。

しかしながら、原決定が「解散の緊急性が現在していることが必須であるといった解釈は採用することができない。」としたことは、「明白かつ現在の危険」の法理を否定するものであり、不当である（詳細は後記(3)イ参照）。

(3) 「やむにやまれぬ（重大な）公益」の基準及び「明白かつ現在の危険」の法理について

「やむにやまれぬ（重大な）公益」の基準及び「明白かつ現在の危険」の法理に照らして本件を見た場合、果たしてこれを充足する事実が認められるのかにつき、原決定を検証する。

ア 「やむにやまれぬ（重大な）公益」の基準について

原決定は、

- a 利害関係参加人の信者による献金勧誘等行為について損害賠償請求を行った者に関し、①32件の民事判決のうち、26件での原告140名については、利害関係参加人の損害賠償責任を認める内容の確定判決を得ており、最終的な認容額の合計額は18億0167万2477円であり、②訴訟上の和解が成立した100件の原告448名の和解金の合計額は61億1941万1071円であり、③裁判外の示談をした971名の示談金の合計額は125億2680万2609円である。

これらの3つの類型の合計人数は1559名、合計額は204億4788万9157円となる。

- b 上記のうち、コンプライアンス宣言の出された平成21年以前の献金の支払等について損害賠償の請求をした者につい

てみると、① 32 件の民事判決のうちの 31 件の原告 168 名がこれに当たり、同年以前の献金の支払等に係る認容額の合計額は約 17 億 8400 万円であり、②訴訟上の和解が成立した者のうちの 97 件の 445 名がこれに当たり、同年以前の献金の支払等に係る和解金の推計額の合計額は約 60 億 6600 万円であり、③裁判外の示談が成立した者のうちの 921 名がこれに当たり、同年以前の献金の支払等に係る示談金の推計額の合計額は約 116 億 1300 万円である。

これらの 3 つの類型の合計人数は 1534 名、合計額は約 194 億 6300 万円となる。

- c 上記 a のうち、コンプライアンス宣言の翌年である平成 22 年以降の献金の支払等について損害賠償の請求をした者についてみると、① 32 件の民事判決のうちの 2 件の原告 3 名がこれに当たり、同年以降の献金の支払等に係る認容額の合計額は約 1760 万円であり、②訴訟上の和解が成立した者のうちの 8 件の 9 名がこれに当たり、同年以降の献金の支払等に係る和解金の推計額の合計額は約 5350 万円であり、③裁判外の示談が成立した者のうちの 167 名がこれに当たり、同年以降の献金の支払等に係る示談金の推計額の合計額は約 9 億 1360 万円である。

これらの 3 つの類型の合計人数は 179 名、合計額は約 9 億 8470 万円となる。

- d そして、既に説示したとおり、利害関係参加人の信者により行われた不法行為に該当する献金勧誘等行為について、コンプライアンス宣言以前において、被害人数及び被害額とともに、類例のない膨大な規模の被害が生じていたということ

ができ（上記（2）ア（エ））、また、同宣言後においても、被害は縮小傾向にあるものの、近時まで途切れることなく続いており、なお看過できない程度の規模の被害が生じているということが出来る（上記（2）イ（エ）c）。

（98頁～99頁）とし、上記指摘する人数と被害額の大きさが「やむにやまれぬ（重大な）公益」であり、「著しく公共の福祉を害する」（法81条1項1号）ものであると言いたいようである。

しかしながら、原決定がいうところの被害の大半、特にコンプライアンス宣言以降の被害とされるものが、証拠に基づかない推測によって妄想した実体不明な不法行為という名の単なる被害額の推計に過ぎないこと、僅かに裁判で確定した2件3名についても、事実と証拠に照らせば、不法行為の成立すら怪しく、およそ高度な悪質性が認められる事案でないことについては、抗告理由書、抗告人主張書面(2)及び同主張書面(3)で詳細に論じたところである。

オウム真理教事件における公益は、国民の生命・身体の安全であり、これはまさしく「やむにやまれぬ（重大な）公益」であり、「著しく公共の福祉を害する」ものであった。明覚寺事件も、信者ではない外部の一般人多数を悪質な詐欺マニュアルに従って騙すという詐欺被害が生じており、オウム事件に比べれば劣るものの、ここで保護されるべきは「やむにやまれぬ（重大な）公益」であり、詐欺被害の規模と態様に照らして「著しく公共の福祉を害する」ものと評し得るものであった。いずれの事件も刑事事件が解散事由であって、単なる私益ではなく公益が害された事件であることにおいて共通していた。

ところが、本件で被害を被ったとされるのは、いずれも抗告人の教義を受け容れて熱心に信仰していた元信者らであり、教団外部の

一般市民ではない。その被害なるものも社会的相当性を逸脱したとされる献金勧誘の結果であり、当該献金が民事裁判により損害であると認定されたとはいえ、そこで問題とされた利益は「私益」以外の何ものでもない。このような閉じられた「部分社会」内部で生じた民事紛争は、一般社会の「公益」とは無関係である。まして「やむにやまれぬ（重大な）公益」などではなく、したがって、これが「著しく公共の福祉を害する」ものにはなり得ない。

イ 「明白かつ現在の危険」の法理について

原決定は、「解散の緊急性が現在していることが必須であるといった解釈は採用することができない。」として、「明白かつ現在の危険」の法理の適用を否定するが、信教の自由を蔑ろにする不当な判断基準であって、憲法に違反する。上記1で述べた通り、平成8年決定及び法81条1項1号は、「明白かつ現在の危険」の法理を当然の前提とするものである。前述の通り、オウム真理教解散命令事件では、当時の世情に照らして解散の緊急的な必要性があることが当然の前提にあって、解散命令を容認する判断がなされたのである。

原決定は、「コンプライアンス宣言後においても、被害は縮小傾向にあるものの、近時まで途切れることなく続いており、なお看過できない程度の規模の被害が生じているといえることができる」というが、本件で適用されるべき「明白かつ現在の危険（clear and present danger）」の法理からは明らかに外れている。コンプライアンス宣言以後の状況改善の客観的事実に対する原決定の矮小評価の不当性については、抗告理由書「第4」で述べた通りであるが、何よりもコンプライアンス宣言以降の献金事案に関しては、直近10年間を遡っても不法行為を認めた民事判決はなく、裁判外の示談案件も減

少の一途を辿り、安倍元首相銃撃事件の直前数年間は裁判外の示談案件の数が僅少であったというのが客観的事実である（抗告理由書 72 頁～73 頁）。すなわち、本件においては、「明白かつ現在の危険」を裏付ける事実も証拠も存在しない。証拠裁判主義を無視した「推測による実体不明の不法行為被害」や「顕在化しない被害」などは、裁判官の頭の中で膨らませた妄想であって具体的実体がなく、かかる妄想が一般市民の財産権に対する「明白かつ現在の危険」であるはずがない。

(4) 「L R A の基準」について

次に、「L R A の基準」（less restrictive alternative）に照らしてみた場合、本件はどうか。

原決定は、「イ 解散命令が必要でやむを得ないと言えるか否かの検討」という項目（103 頁～107 頁）を設け、一応「L R A の基準」に照らした判断をしているようである。同項目を要約すると、次の通りである。

① 被害の重大性と継続性

約 40 年間にわたり全国的に信者による不法な献金勧誘等行為が行われ、極めて多数かつ深刻な被害が発生。コンプライアンス宣言後も被害が続いており、現在も看過できない程度の同種被害の危険（原決定のいう「本件問題状況」）が残存。

② 被害に対する抗告人側の対応

民事訴訟（32 件）、訴訟外の示談等を通じて累計 204 億円超の金銭支払いが行われ、問題の深刻さは司法判断で繰り返し指摘。にもかかわらず、抗告人は本質的・実効的な再発防止措置を講じていない。教義と献金勧誘行為が密接に関連し、抗告人による管理・献金収受体制が構築されていたことも問題。

③ 法人格の存続の不当性と解散の必要性

宗教法人の法人格は法によって与えられた特別の地位であるが、抗告人はその濫用によって被害を拡大させ、租税優遇の恩恵を受けた。

④ 必要かつやむを得ない措置の判断

抗告人には、改善努力が見込めず、他に適切な対応手段も存在しないため、法人格の剥奪＝解散命令が「必要かつやむを得ない」法的措置と判断。

しかしながら、前述の通り、上記①及び②の事実（特にコンプライアンス宣言以降）の大半は、証拠に基づかない被害水増しの妄想である。コンプライアンス宣言以降に状況が改善した客観的事実が存し、同宣言以降の献金事案に関する民事判決が直近10年間存在せず、裁判外の示談案件も減少の一途を辿っているばかりか、近年では消費者相談センターに寄せられる抗告人関連の消費生活相談もほぼなくなり（乙C143）、2022年以降、抗告人は、「献金を受領する際のガイドライン」や「教会改革のためのガイドライン（基本方針）」を策定して更に指導を徹底しているのである。このような現状において、抗告人を解散させる必要性など皆無であり、解散がやむを得ない措置であるなどと言えるはずもない。

仮に、抗告人のコンプライアンス宣言が徹底されておらず、原決定がいうように未だ不法行為が継続発生している（具体的な事実も証拠もないが）というのであれば、いきなり解散命令を出すのではなく、他に選べるより制限的でない手段がないかを模索すべきである（LRAの基準）。2022年12月に「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が新たに制定されたことで、不当な寄附勧誘行為が規制され、罰則規定の外、国による報告徴収・勧告命令、私法

上の取消権なども用意されているのであるから、国として、抗告人関係者による不当な寄附勧誘行為（不法行為）が継続されていると認めたのであれば、解散命令に比してより制限的でない手段である同法による対応をまずは選択すべきであったのである。しかし、原決定は、他に選択し得る手段があったかどうかについて全く検討もしていないのである（実際は新法適用対象事例など全く存在しないから検討もできない）。

ちなみに、③の「抗告人が法人格の濫用によって被害を拡大させ、租税優遇の恩恵を受けた」との指摘は、L R Aの基準との関係で論理的な関連性が不明であるが、そもそもが根拠のない①・②の認定に基づく悪意の評価であるに過ぎず、いずれにせよ無意味な指摘である。

(5) 総括

以上の通り、原決定は、厳格な審査基準に照らしてみても、実に不当かつ粗雑な判断であったことがよく分かる。

では、かかる不当で粗雑な判断がされた根本的原因はどこにあるのか。それは、原決定が解散事由に該当するとした不法行為（＝「法令に違反した行為」）事実の特定がないことにある。原決定文を読めば明らかな通り、本件解散命令の可否を判断する上で、最も重要であるはずの「コンプライアンス宣言以降の不法行為事実」について、一切特定がない（乙 A 6 4 「 ・ 意見書」も同旨指摘）。原決定は、同宣言後の事案で僅かに事実の特定が可能な民事判決ですら「2件3名」と言及するに止まり、判決書が認定する具体的な不法行為事実を書き出して特定することをせず、当該行為が「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」のかどうかの評価もしないのである。原決定が「悪質」、「深刻」、「重大」と評するものは、全く顔の见えない抽象的な「不法行為被害」である（というより推計被害

金額という数字)。下記に引用する原決定の「要件該当性の判断」(100頁～101頁)を見れば、そのことが端的に見てとれる。

イ 要件該当性の判断

利害関係参加人の信者により行われた不法行為に該当する献金勧誘等行為(「法令に違反」する行為)は、コンプライアンス宣言前後の約40年の長期間にわたり、全国的な範囲で行われており、総体として、類例のない膨大な規模の被害を生じさせたものといえ、同宣言後についてみても、その被害は縮小傾向にあるものの、近時まで途切れることなく続いており、なお看過できない程度の規模の被害が生じている。そして、利害関係参加人の信者により行われた不法行為に該当する献金勧誘等行為の態様の悪質性及び結果の重大性について説示したところも踏まえると、上記の献金勧誘等行為は、個人の利益である財産権及び生活の平穩等の侵害を通じ、単に公共の福祉を害するというだけでなく、総体として、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」(法81条1項1号)に該当するものというべきである。

原決定は、解散事由となるべき具体的行為を特定せず、証拠裁判主義を無視して不当に水増しした被害(推計被害金額という数字)を妄想し、抽象的に「類例のない膨大な規模の被害」、「看過できない程度の規模の被害」、「悪質性」、「結果の重大性」などと悪評価の言葉を連ねた上で、「総体として」、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」に該当すると言っているに過ぎないのである。これを刑事裁判に例えるならば、肝心要の「罪となるべき事実」を特定せずに、事実が明らかでない余罪多数の存在が推測されるところとして量刑を目一杯加重し、法定刑上限の言い渡しをするよう

なものである。このような、事実と証拠を離れた裁判官の妄想によっ
て宗教法人を解散させられたのでは、抗告人は勿論、4000名超の
法人職員・家族、10万人超の信者らは浮かばれない。

抗告人を解散させる以上は、少なくとも直近5年以内の悪質な不法行為事実複数件を具体的に特定し、それらが「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」であること、今もなお、公益である一般市民の財産権が「明白かつ現在の危険」に晒されていることを証明しなければならないはずであるが、勿論、証拠がないので出来るはずがない（抗告理由書第3・6：24頁～156頁）。

実は、上記指摘の「具体的事実の欠如」については、文部科学大臣が本件解散命令申立時に行った記者会見に関するNHK報道記事（NHK 政治マガジン「旧統一教会の解散命令請求 文部科学省」）を読んだ[REDACTED]が、その意見書（乙C49）において既に指摘していたところである。同氏は次のように言う（同3頁～6頁）。

ところが、驚くべきことにNHKの解説記事は、コンプライア
ンス宣言への言及がありません。そして、その前後において被害
状況が一変したこと、これも全く出ておりません。はるか過去の
民事案件以外に被害はほとんどないことについても言及がありま
せん。

では、このNHKの解説では統一教会の具体的な加害事実につ
いて、どういう文言が記されているか。

「請求に足りる情報は概ね揃った（政府内）」

「しっかりした証拠を揃えるため、さらに時間をかけようと判断した（政府関係者）」

「政治判断を排してぎりぎりまで法と証拠に照らした対応を追求

した（政権幹部）」。

では、NHKの記事には、具体的に「請求に足りる情報」が出ているか、丁寧に読み直しましたが全く具体的な情報が書かれておりません。「しっかりした証拠」、これも全く書かれておりません。「法と証拠に照らした政府の対応」のロジックについても全く書かれておりません。

驚くべき事に被害状況についての具体的な記述がゼロなのです。

（中略）

「請求に足りる情報」「しっかりした証拠」「段ボール八箱分」「レターパックなどに収まるほどの分量」「回答を拒否した項目が百以上」「教団側の対応は不誠実そのもの」「一年間にわたって慎重な議論」「170名を超える被害者などへのヒアリング」

この中に解散請求どころか、ごく一般的な意味ですら教団を批判する素材が一つもないことに注目してください。

「170名を超える被害者」という表現も全く中身がありません。被害者と名乗っている人物の被害状況の概要さえ示されていない。例えば、実際に本人が入信し、本人が洗脳を受け、その洗脳から本人が後に目覚め、そして目覚めた後に本人がこれは全くすべきでない献金であったと考えた金額が50万なのか、100万なのか、5千万なのか、1億なのか10億なのか、その分布がどうなのか何一つ分からない。

本人が被害者なのか、あるいは自分の親が信者で、その親が死んだ後に親が払ったお金を騙し取られたと言うような事案ではないのか。それなら親の信教の自由、財産処分権はどうなるのか。宗教団体の危険性について日本社会が一気に目覚めたのは、オウ

ム真理教事件であります。これは刑事事件どころではない、教団ぐるみでの監禁殺人、そして東京都の中枢を襲う大規模テロ事件を起こした教団に対する解散命令です。

それに比べ、今回の事案においては、世人が最も参照するはずの NHK の解説記事においてすら、一般的な批判を構成する具体的な証拠さえ一つも出てこない。そして2009年のコンプライアンス宣言の前後における被害状況の変化についての報道もまるで見ない。2009年以前の問題を、今になって政権の支持率の下落と左派政党による追及を恐れて解散請求に踏み切ったとすれば、これはマスコミの虚偽報道と政権の保身による、自由社会の信教の自由の、ご都合主義による否定にほかなりません。その結果、かほどに根拠もなく、数万人の信者とその家族の人生を否定し、侮辱する。万死に値する蛮行とはこのことではないでしょうか。

オウム真理教解散命令事件では、解散事由となるべき法令違反行為が明確であり、疑いを差し挟む余地もなかった。それに比べ、本件にあっては、もともとが宗教団体内部の献金トラブルという民事事件で、違法性（社会的相当性逸脱）の程度に疑義があり、解散事由となるべき具体的行為が特定されていなければ、どうして抗告人が解散させられなければならないのか、理由が全く分からない。誰もが納得し認める明確な事実（「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」でなければならない）がないにもかかわらず、メディアが作り出した「虚像」と社会の「空気」に支配されて、宗教法人に対する解散命令が下されるようなことがあってはならない。小川氏は法律家ではないが、上記は極く常識的な疑問からなされた指摘である。

文科省においては、本件申立当初から原審終結に至るまで、民事判決書や元信者の陳述書等を証拠として提出していながら、裁判内でも裁判外でも、「被害額」や「人数」という数字ばかりを強調し、抽象的に「悪質」と評価するだけで、個別具体的な不法行為事実を摘示し、それら行為がどうして「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」に該当するのかについて主張することがなかった。特に、コンプライアンス宣言以降の事案については、不法行為事実の特定が可能な判決認定事実の引用すらしなかった。そして、驚くべきことに、原審は文科省の上記姿勢をそのまま踏襲して解散命令決定を出したのである。法が定める構成要件該当事実の特定及び構成要件的评价を欠いたまま、「虚像」と「空気」に支配されて宗教法人に対する死刑判決が下されるなど、もはや法治国家とは言えない。

第3 旧統一教会追及報道の実態

1 『検証暴走報道－データと証言で明らかにする統一教会追及－』（乙 C 171）が明らかにした旧統一教会追及報道の実態

(1) 加藤文宏氏によるメディア分析

抗告理由書260頁～265頁, 抗告人主張書面(1)13頁～18頁, 同主張書面(4)11頁～16頁で指摘した通り, 安倍元首相銃撃事件以降, 一握りの左翼勢力(全国弁連等)に操られたマスメディアによる「魔女狩り」報道によって, 「抗告人は巨悪」とする虚像が意図的に形成され, これに強い影響を受けた世論が政府を動かし, 遂には裁判所までもが影響を受けて原審の解散命令にまで至ったのである。

この左翼勢力とメディアの連携による意図的な情報操作と世論形成過程の具体的メカニズムを, 関係者や関係各所の取材及びビッグデータ解析をもって明らかにしたのが, ジャーナリスト加藤文宏氏である。同氏は, 原審で意見書(乙 C 29)を寄せ, 特にビッグデータ解析によって一握りの少数者の主張があたかも国民全体の意見であるかのような幻想を生じさせて世論が形成されたことを明らかにした。当審では, 同氏によるシンポジウム講演録(乙 C 161)も証拠提出したところであるが, 今回, 安倍元首相銃撃事件に端を発する一連のメディア報道が政治を動かした過程を詳細に分析した同氏の著作『検証暴走報道－データと証言で明らかにする統一教会追及－』（乙 C 171）を証拠提出する。同書は, 上記意見書と講演録の内容を集大成した内容となっている。

本件事件の背景と本質を理解する上では, マスメディアと世論に関する考察は極めて重要であることから, (2)で加藤氏が同書で展開した分析及び議論を要約し, 旧統一教会追及報道がメディアによる暴走報道であったことの実態を明らかにする。

(2) 旧統一教会追及報道の実態

ア 「はじめに」

まず、加藤氏は、『検証暴走報道』の「はじめに」(乙 C 171 : 4 頁～25 頁)において、

同志社大学教授の伊藤高史氏が提唱する、ジャーナリズムが社会に影響を与えるメカニズム「正当性」モデルを参考にしながら説明しよう。

まずジャーナリズムが権力者を動かすモデルから。報道が市民に世論喚起を行い、権力者が世論に沿うように政策を修正する。報道が強い力を獲得すると、世論調査の結果を伝えるだけで、権力者に直接影響を与えられるようになる。

続いてジャーナリズムの強みを生むモデル。強みは「情報収集・ファクト発掘能力」と「その情報を公的なものとして権力者に認知させる能力」だ。報道機関が権力者の「正当性」を問う際は、法や道徳に反していると思われるできごとを発掘して、1社だけでなく複数の報道機関が報じて「メディア世論」と呼ぶべき強い力を生み出す能力が発揮される。「メディア世論」は報道によって生み出された世論の「虚像」だ。異なる新聞やテレビ局などから同じ論調の報道が立て続けに流されると、あたかも世の中が一つのできごとに反応して強大な世論が形成されたかのような印象を与えるため権力者を圧迫する。権力者ばかりか、大衆も世論の大きなうねりを感じて影響を受ける。

「正当性」モデルだけでなく、一つのできごとへの多様な解釈のうち一部分を強調する「報道フレーム」が権力者を動かす上で重要な意味を持つ。報道フレームは、写真を撮影するときの構図の取り方を想像すると理解しやすい。被写体をどちら側

から撮影するか、近づくか遠ざかるかを決めるのがフレーミングだ。フレーミングは撮影意図をはっきりさせる行為で、意図次第で写真を見せられた人の反応や感想も変わる。

また、報道フレームという紋切り型で「お約束の見せ方」があると複雑な説明抜きで情報を発信できるようになって、受け手側も情報を受け取りやすくなり理解するのが簡単になる。争点が単純な構図に整理されているため、権力者にとってもインパクトが強く無視できない存在になる。

として（同 2 1 頁～2 2 頁）、伊藤教授が提唱するジャーナリズムが社会や政治に影響を与えるメカニズムのモデルを紹介した上で、

奈良県警の会見をもとにして Flash WEB 版が、「殺された理由」は統一教会にあると断じた。これ以後、暴力による言論封殺への力強い批判は、報道で尻すぼみになると同時に世論からも消えていった。その代わり、山上が犯行に至った理由や、統一教会が与えた影響について何ひとつ解明されないまま安倍氏、自民党、教団が一体となって悪事を働いているとされた。

毎日新聞 1 社では報道フレームを生み出せなかったが、複数の報道機関が同じ論調で記事や番組をつくり「メディア世論」を形成したことで「統一教会は邪悪なカルト集団で、彼らと自民党がズブズブな関係になって被害が出ている」とする統一教会追及のお約束が完成したのだ。この報道フレームのもと、「メディア世論」は権力者に「正当性」への疑いを認知させ、権力者が世論に沿うように政策を修正した結果が、統一教会への解散命令請求である。

と述べ（同 2 3 頁～2 4 頁）、伊藤教授が提唱するモデルの通りに旧統一教会報道が展開されたことを指摘する。

イ 第1章「統一教会報道をデータから解明する」

加藤氏は、第1章「統一教会報道をデータから解明する」（同34頁～64頁）において、上記「報道フレーム」の結果、

憲法で保障された信教の自由が次々と侵害されても、相手が統一教会の信者なら問題なしとする風潮が、いつの間にかできあがっていた。被害を訴える声を、人権団体さえ聞かなかったことにしている。

信者以外の一般人は、教団について知る術が限られている。人々はマスコミが伝える報道から教団にまつわる情報を得た。報道が暴走して信者への差別や、差別を容認する風潮をつくり出したのではないか。この風潮が解散命令請求に至った原因ではないか。

（中略）

たしかに統一教会信者も会話だけでなく議論の場で同じ経験をしていた。また信者以外も、統一教会追及を牽引している論者を批判すると、同じような反応が当人からも外野からも飛んでくる。さらに「メディア世論」が形成されてからは、統一教会追及批判だけでなく、常連論者であるオピニオンリーダーと少しでも異なる論調はマスコミから歓迎されないか排除された。

たとえば、強制的に棄教させるため信者を拉致監禁する行為をテレビ番組で批判した太田光氏は、他の出演者から吊し上げをくらい「教団の代弁者」と呼ばれた。「統一教会は邪悪なカルト集団で、彼らと自民党がズブズブな関係になって被害が出ている」という報道フレームそのままを語らないなら発言権を奪われたのだ。統一教会追及のおかしさは教団関係者だけでは

なく、太田氏のように教団の在り方を全面的に肯定しない者からもあがっているが、これらの人々の問いかけまでカルトやズブズブとレッテルを貼られて攻撃の対象にされる。

と述べ（同 35 頁～36 頁）、旧統一教会報道でメディアが意図的に設定した偏った「報道フレーム」によって、旧統一教会側の主張やこれを擁護する言論が封殺され、旧統一教会信者の人権が蹂躪されている事実を指摘する。

そして、上記「報道フレーム」の歪んだ中身について、

この年（2022年）の7月11日から「暗殺犯は教団の被害者だった」と一斉に追及報道が始まっている。真相がわからないにもかかわらず、統一教会を暗殺事件の原因と決めつけるような伝えっぷりだった。

（中略）

これらの中でも統一教会と接点を持つのが「何が悪いのか」「どのような影響を与えたのか」は、まったく説明されていなかった。宗教法人や信者が議員に陳情したり、選挙協力をするのは珍しくもないが、統一教会と自民党だけが「ズブズブ」と批判されていたのだ。

これは「統一教会は邪悪なカルト集団で、彼らと自民党がズブズブな関係になって被害が出ている」とされる報道フレームが、いきなり完成していたのを意味する。

と（同 38 頁，41 頁）指摘した上で、国内新聞社と通信社が X（旧ツイッター）に投稿した自社記事の紹介文（紹介文には読者の目を引くため自社の記事で強調したい点が簡潔にまとめられている）のデータ分析を行った結果に基づき、

報道紹介ツイートを解析した結果は、信者たちが「教団や信

者を利用しながら政権批判をしている」と常々口にしていた感想が正しかったのを証明している。また、教団追及報道にエビデンス（客観的な証拠や根拠）が欠けていたのも明らかになった。

「何が悪いのか」「どのような影響を与えたのか」がないまま、統一教会と議員に接点があったと報じられて、お約束の報道フレームだけが一人歩きしたのは異常というほかないが、多くの人々はまったく不自然とは思わなかったようだ。これこそ統一教会批判者が口にしがちな「洗脳」ではないだろうか。

と（同４２頁）述べて、新聞社等のエビデンスの裏付けを欠く、一方的な決め付けによる報道姿勢を批判的に論じている。

次に、加藤氏は、グーグル検索のビッグデータに基づいて旧統一教会に関する検索動向を数値化してグラフに表し、コンプライアンス宣言（２００９年）以降は検索数が徐々に右肩下がりで減り続け、人々の旧統一教会に対する社会の関心が確実に薄れて行った様子が見て取れたが、安倍元首相銃撃事件を境に突如として検索数が跳ね上がり、俄に人々の関心を集めたことを分かりやすく可視化した（同４５頁～５４頁）。さらに、同氏は、「旧統一教会」の検索数が、銃撃事件が起こった奈良市と教団施設建設計画のあった多摩市及び東京都の一部の区が突出して多く、他の都市とは比較不可能なほどにその差が開いていたことも突き止めている（５５頁～５７頁）。その上で、

盛山正仁文科相は解散命令請求を行うとき「多くの方々を不安や困惑に陥れた」と教団を評した。しかし被害者意識をこじらせた一部の人々が、報道が生み出した虚像に熱狂していただけたとしたら、教会改革の成果があがっている事実と合わせ

て、解散命令請求の根拠は怪しげなものと言わざるを得なくなる。

と（同 5 7 頁）指摘する。上記検索データ分析からすると、安倍元首相銃撃事件発生前は旧統一教会問題など社会に存在せず、国民の教団への関心もほとんどなく、およそ「著しく公共の福祉を害することが明らか」な状況など存在しなかったのである。同事件直後に一時的に跳ね上がった関心も、その中身を見ると一部の地域の少数者に限られた反応であって、もともと全国規模のものではなかったのである。盛山大臣のいう「多くの方々を不安や困惑に陥れた」など、その後のメディア報道により意図的に形成された虚像に過ぎない。

続いて、加藤氏は、銃撃犯山上徹也に関する報道記事をグーグルニュース検索を利用して関連度順にソートし、報道内容を調査した結果、2022年8月以降の山上報道は、「母親が献金したから暗殺事件が起こった」を既成事実にしようとする報道であり、それが二世問題と高額献金問題に焦点を当てるものであったことを突き止め、

暗殺事件の衝撃で動揺する人々に、犯人の人となりをも劇的な言葉で印象づけ、現段階では相関関係にすぎない献金と犯行を因果関係と既成事実化して、断片的な情報だけで彼を主人公にした映画がつくられ、映画の話題で政治と権力を批判するところまでが、山上徹也報道だった。

これによって、献金が暗殺事件を引き起こしたとする「報道フレーム」が生み出され、それまで謎の解明を訴えていた「メディア世論」が暗殺事件の原因になった教団を解体しろと変わった。目指すゴールが教団の解体に移動した瞬間だった。

と論じる（同 57 頁～64 頁）。ちなみに、2022 年 8 月 31 日に岸田首相（当時）が「関係断絶宣言」を行った直後から、全国弁連、共産党及び立憲民主党は、政府に対し、抗告人解散を求める動きを始めている（乙 A 5，乙 A 6）。

加藤氏は、上記指摘後に挿入する同書第 1 章のコラムの欄で、

多くの人が問題視しないで素通りしていた統一教会報道も、解析してみたら意地悪なくらい赤裸々にメディアの意図が浮かび上がってきた（同 66 頁）。

（中略）

なお山上徹也がツイッターに残した投稿の全てを形態素解析すると、彼は安倍晋三氏を恨むことなく、左派政党にシンパシーを抱くどころか批判的で、自分が異性にもてないと語り続け、家族の中では祖父に強い憤りを感じ、自らの境遇について他責的で、まるで親の資産を当てにしていたかのような態度が発言に現れていた。どこにも社会変革を願う様子などなく、報道が伝え、鈴木エイト氏らが語った山上像とあまりにもかけ離れている。解釈の違いによって山上像にずれが生じたのではなく、彼が意思表示できないのをよいことに、記者や語り手が願望を肉付けしたためこんなことになってしまったのだ（同 67 頁）。

と述べ、メディアの露骨な悪意、意図的に作り上げた山上像に基づく情報操作を批判している。

ウ 第 2 章「メディア世論を形づくったワイドショー」

加藤氏は、第 2 章「メディア世論を形づくったワイドショー」（同 70 頁～89 頁）において、メディア世論が新聞よりもテレビ、テレビのニュース報道よりもワイドショー主導によって形成されて行った実態について論じる。視聴率の取れない時間帯にワイドショー

が登場するに至った歴史的経緯から説き起こし、

視聴者を獲得するために、内容や質の高さより強烈な喜怒哀楽や驚きを、単純でわかりやすいかたちで与えようとワイドショーは構成され演出される。視聴者は感情のたかぶりを求めてテレビにかじりつき、正義心や嫉妬心を暴走させたり、逆に不安や恐怖を高められたりする。ワイドショーの中では覗き見行為や吊し上げが正当化され、話題の本質は忘れ去られる。そして話題が使い物にならなくなると、新たなテーマが喜怒哀楽や驚きのために生贄にされる。この終わりのない循環を、ワイドショーは60年間止められないままなのだ。

と（同74頁～75頁）指摘し、低俗なワイドショーの本質を的確に言い当てている。その上で、加藤氏は、『情報ライブ ミヤネ屋』が旧統一教会を生け贄にして視聴率を稼いだ実態についてデータ解析を行うのであるが、その前に、同番組の偏向姿勢について、

以後ミヤネ屋は多様な視点や論点から統一教会を報道することがなくなり、ひたすら教団の悪辣さを強調する放送内容に変わった。なかでも紀藤正樹氏、嵩原安三郎氏、橋下徹氏が出演した2022年9月30日の回は極端だった。橋下氏が統一教会の「組織ぐるみ認定」や宗教法人解散の難しさを語ると、他の2人が「何を言っているかわからない」ととぼけて場を混乱させた。橋下氏は非論理的なやり方で孤立させられただけでなく、統一教会寄りのおかしな考え方をする弁護士のように印象操作される流れを一方的につくられた。

と（同77頁）と指摘し、同番組の露骨な「報道フレーム」による異論排除の象徴的事例を紹介している。そして、加藤氏は、安倍元首相の国葬番組におけるNHKとミヤネ屋の視聴率の違いやツイッ

ターのデータ分析結果をもって、ミヤネ屋が行う旧統一教会叩きに熱狂的に反応していたのはごく限られた少数者であったことを証明し（同 79 頁～82 頁）、旧統一教会がスキャンダルとゴシップとして消費されたに過ぎない実態を明らかにした（同 83 頁～89 頁）。

同氏は、第 2 章末尾のコラム（同 90 頁～95 頁）で、次のように言っている。

ズブズブなどの流行り言葉は盛んに消費されても、高額献金とは何かを情報収集しようとした人が世の中にほとんどいなかったことから、統一教会報道に熱狂した人々はかなり考え方が単純であつたり知力が素朴なタイプだったのではないかと推察される。ズブズブとは、世の中の多様さや複雑さを理解できない人々に、できごとをわかった気にさせる造語だった。しかも多様さや複雑さが一言に単純化されたため、本質が曖昧になり論点が別物へとそらされてしまったのだ（同 92 頁）。

（中略）

統一教会追及報道では、新聞はテレビにリードされていた。しかもテレビのニュース番組より、ワイドショーや討論番組がリードしていた（同 94 頁）。

（中略）

統一教会追及報道は感情や、感情の前に心にきざす興奮をいかに伝えるか、これをどのように評価して伝えるかが重視されたと言える。

こうして盛り上げられた統一教会への興味は、原発事故のときのデマや俗語のように広く浅く一時的なものだった。放射線デマも新聞が伝えたものは、広くしつこくいつまでも消えなか

ったのである（同 95 頁）。

すなわち、ワイドショーは、番組視聴者層の知的レベルに合わせ、感情や興奮を刺激する単純化された言葉を多用し、統一教会に対する広く浅く一時的な興味を起こさせたのである。上記はワイドショーに牽引された「統一教会問題」の底の浅さをよく言い表しているが、こうして煽られた熱狂が「メディア世論」を形成したのである。このことは、ワイドショー番組の視聴者層と重ならない有識者層が、こぞって政府による解散命令申立て及び東京地裁による解散命令決定を批判していること（乙 C 号証、抗告理由書 265 頁～272 頁、抗告人主張書面(4) 17 頁～33 頁）と好対照をなしている。

エ 第 3 章「不寛容と差別の原因を証言とデータで解明する」

加藤氏は、第 3 章「不寛容と差別の原因を証言とデータで解明する」において、統一教会に対する不寛容な社会の風潮、統一教会信者や家族に対する社会的な差別の原因について論じる。教団や信者の主張が報道から完全に排除されている事実を挙げ、次のように指摘する。

事実を実際より拡大して見せたり、読者の想像に任せる報道が統一教会追及では日常茶飯事だった。教団の広報は、事情説明をしても報道機関が取り上げないと証言している。これが事実が統一教会のホームページに掲載された反論や告知リリースを確認すると、まったくと言ってよいほど報道に反映されていなかった（同 109 頁）。

（中略）

30 年前に報道機関が作り出した紋切り型の「報道フレーム」を金型にして、スキャンダルを生産しているのだから、祝福結婚の実態や教団が行ったコンプライアンス宣言（教会改革）の

成果はなんとしても知られたくないに違いない。

「統一教会は邪悪なカルト集団で、彼らと自民党がズブズブな関係になって被害が出ている」とするお約束の見せ方が、政権を動かし政治を動かすうえで重要だった。この報道フレームの元になったのが、「統一教会はモラルに反した教団。信者はモラルに反したことをする」という報道フレームだったのだ（同 120 頁～121 頁）。

（中略）

2022 年の秋から私は教団を頼らず信者や二世、信仰を継承しなかった子弟らを取材してきたので、有力な報道機関が「お約束」通りの証言とは違う体験や考えを語る関係者を取材できなかったとは思えない。二世らは「ツイッターにアカウントを持っていて意見を公開しているのに、マスコミは声をかけてきません」と訴えてもいる。このことから報道機関は「報道フレーム」を強化できる小川氏の証言を繰り返し伝えたいっぽうで、フレームを無意味にする他の証言を排除していたのは明らかだ。

こうした行為を正当化したのが、「統一教会はモラルに反した教団。信者はモラルに反したことをする」という紋切り型のお約束だった。裏返せば「被害者の証言は間違いなく正しい」となり、検証されることなく小川氏ばかりが取り上げられ、他の信者らの証言どころか存在まで無視されたのだった。

これは信者を差別する行為だ。

棄教者を重視または尊重し、信者を軽視または蔑視している。社会全体との関係においても、信者の証言は価値がないばかりか有害視されたのではないか（122 頁～123 頁）。

いうまでもなく、上記各指摘は、メディアが設定した「報道フレーム」による意図的な情報操作であり、そこで行われたことは「不都合な情報の徹底排斥」に外ならない。

オ 第4章「政治に弄ばれた教団と社会」

加藤氏は、第4章「政治に弄ばれた教団と社会」（同138頁～162頁）において、メディア世論が生んだ虚像について次のように指摘している（同139頁～142頁）。

統一教会追及は、鈴木エイト氏、紀藤正樹氏らオピニオンリーダーと報道機関が、エビデンスを示さないまま「教団が日本の政治を支配して、被害を与えている」と印象を振りまいて騒動を左右したできごとだった。エビデンスだけでなく「何が悪いのか」「それでどうなったのか」も示されることがなく、ゴシップを語るのと何ら変わらない報道だった。

数多くの報道機関が同じ論調で報道したため「教団が日本の政治を支配して、被害を与えている」という「報道フレーム」と、政権は批判され教団は社会から排除されなければならないとする「メディア世論」がつくられた。

「メディア世論」は二つの虚像を生んだ。情報の虚像と、世論の虚像だ。

情報の虚像は、実態とかけ離れた統一教会像と自民党像や政権像でできていた。

世論の虚像は、「メディア世論」が国内世論そのものであるかのように政権に思わせ、政権に自らの正当性を疑わせた。また人々には、統一教会と政権に不満や不安を感じてあたりまえで、統一教会追及が主流派であり正義であると感じさせた。

どちらの虚像もスキャンダラスな内容だったので、負の感情

を抱えた動揺しやすい人達を刺激した。また、不寛容と差別を正当化した。刺激された人々は、オピニオンリーダーと自民党を批判する政党や政治家を激しく支持した。支持を得たことでオピニオンリーダーと政党や政治家は活気付き、マスコミは市場が生まれたと確信して報道量を増やした。二つの虚像は日増しに巨大化し、動揺しやすい人をますます刺激した。

このオピニオンリーダー、報道、追従層が形づくる三つ巴の循環構造が、報道を暴走させる原動力だった。

統一教会追及は自民党政権と政局を混乱させる政治運動であっただけでなく、統一教会の信者から人権を剥奪するほか、宗教法人の解散を目的とした社会運動でもあった。

三つ巴関係の内部に、追従層の義憤に対してオピニオンリーダーが怒りをぶつける対象を指し示す、もう一つの循環構造があった。義憤は統一教会と自民党や同党議員、このほか彼らにとって不都合な主張をする者へぶつけられた。だが義憤があっても、感情を言葉にできなければ怒りをぶつけることができない。そこで、言語化が苦手な人々は用意されていた「カルト」「壺」「ズブズブ」という言葉を使った。「エビデンス」「何が悪いのか」「それでどうなったのか」はどうしてもよくなっていた。

このように統一教会追及に熱狂していた追従層が多数派に思われたが、実際には一部地域に集中した数少ない人たちだったのを、グーグルのビッグデータとミヤネ屋の視聴率が教えてくれた。統一教会追及は「メディア世論」によって国民の総意と思い込まされていたのだ。

メディアが意図的に流した「情報の虚像」により形成された「世論の虚像」、すなわち伊藤教授が名付ける「メディア世論」が、あ

たかも国民の総意であるかの如き錯覚が日本社会全体に広く浸透し、「隅々まで同調圧力に満たされた社会」を作りあげてしまったのである。加藤氏は次のように言う。

統一教会は奇怪だけでなくモラルに反した反社会的な行為をしているという「常識」のようなものが、統一教会追及の同調圧力を生んだ。そして岸田文雄首相と自民党の議員は、三つ巴の循環構造が生んだ虚像と印象操作に怯えていた。

議員と統一教会の関係者が接触していたと追及されたとき、率直に「何が悪いのか」「それでどうなったのか」と問い返せば済んだはずだが、質問や反論をしなかった齟寄せが同党と政権のみならず統一教会と信者へ向かった。「何が問題か分からない」と言ったのは、衆議院議員の福田達夫氏ではなかったか（同 144 頁）。

（中略）

（自民党議員の支援者の男性）「このとき、統一教会が悪質だと『常識』にされていました。でも、こんなことをみんなが言い出したのは、報道が騒ぎ始めてからではないですか。昔からそうだと言われても、こんなことを 5 年、10 年前にみんなが、いつも言っていましたか？先生方が統一教会について知ろうと近づくと『ズブズブ』と言われるわけでしょ。『洗脳』されたとも言われてしまう。信じていいのは、反自民の人たちの意見だけ。これでは身動きが取れないですよ」

報道関係者や国会議員の周辺にいる人々には、岸田氏が安倍派の勢力を削いだり一掃するため統一教会追及報道を放置しているとする見方があった。警戒心や不信感が漂い、党内が混乱していたというのだ（同 145 頁～146 頁）。

(中略)

支援者の男性は「私は信者ではないが」「統一教会は大嫌いだ
が」と何度も言ったが、この予防線は現在に至るまで教団につ
いて何か言わざるを得ないときの定型句にさえなっている。世
の中が統一教会とのズブズブ関係に神経質になり監視社会化し
た現れと言ってよいだろう（同 146 頁）。

岸田前首相をはじめ国会議員の政治家としての信念のなさと言っ
てしまえばそれまでであるが、悪意を持った少数者が操るメディア
世論の同調圧力に屈してこれに迎合した結果が、本件解散命令なの
である。そして、加藤氏は次のように言う。

統一教会追及報道は、間違いなく同調圧力に訴える政権追及
報道だった。世の中の空気で圧力をかける様子は、左派または
リベラルが後に展開した LGBTQ の運動とそっくりだった。参
加した陣営が同じなら、賛同して同調圧力を生み出したり利用
した人々も同じだった。

統一教会と自民党の悪事の根拠とされたのが、安倍晋三が民
主主義を破壊している、安倍は独裁者であるとする評価だった。
この評価が報道機関ばかりか政界から一般人に至るまで共有さ
れていたため、統一教会追及が自民党議員と教団の関係暴露に
偏っても当然とされた。

安倍氏を民主主義を破壊した独裁者と決めつけ、彼に対して
なら何をしてにもかまわないとしたのが、いわゆる「安倍の悪魔
化」だった。安倍氏は暗殺されたあともなお、「妖怪の孫」とさ
れて映画まで制作されている。首相在任期間中は持病を揶揄さ
れただけでなく、デモではゴム製の似顔マスクを重機で踏み潰
されたり、日本共産党の赤旗まつりで顔にヒトラー髭のいたず

ら書きをされた写真をドラムに貼られて叩かれている。

こうした行為を実行したのは前述の日本共産党だけでなく、新左翼、過激派、立憲民主党、労組、市民団体などの人々で、極左、左派、リベラル層だった（同153頁～154頁）。

加藤氏は、統一教会追及報道の背後に左翼勢力がいることを、はっきりと見抜いている。同氏はその歴史的背景について言及していないが、国際勝共連合を陣営に抱える統一教会を不倶戴天の敵とみなす左翼勢力は、「統一教会解散」という積年の目的を遂げるため、安倍元首相銃撃事件を千載一遇のチャンスと捉え、左翼メディアを利用して一気に攻勢を掛けたのである（抗告理由書第7「本件の背景（勝共運動 vs 共産主義、拉致監禁と全国弁連の連携等）」254頁～263頁参照）。

カ 第5章「運動に弄ばれた信者と社会」

加藤氏は、第5章「運動に弄ばれた信者と社会」（同172頁～194頁）では、日本の無宗教社会に着目して、次のように言う。

いっぽう社会運動としての統一教会追及は「宗教はなくなってもよい」「強い信仰心は有害」とする認識を、世の中の「常識」として取り扱って展開された。常識はいちいち説明する必要がなく、常識をもとにした主張は声の通りがよいので、かなり歪曲された教団像が受け入れられたり、批判の限度から逸脱した誹謗中傷や人権侵害がまかり通り、教団解散を求める声もすんなり受け入れられた。また、これが常識だとされている背景があるから「やや日刊カルト新聞」の民族差別漫画がまかり通っているとも言える。

統一教会追及の本質を理解するには、日本固有の宗教観を知る必要がある。

固有の宗教観とは、自らを無宗教と定義して自称する日本人が少なくない点だ。

宗教を信じていない日本人は、おおよそ70%程度ではないかとされている（同173頁）。

（中略）

どの宗教で育てられたかという質問に日本人の70%が「無宗教」、14%が「わからない」と答えている（同174頁）。

（中略）

だからなのか「信者」という言葉は、特殊な教義を信じる「カルト宗教の信者」を表す言葉としてさえ使われている（同頁）。

（中略）

では自称無宗教の日本人にとって、何が宗教なのか。

信者数の割合が1%程度にすぎないキリスト教など一神教と新興宗教、もしくは特定の人物が特定の教義を唱える「創唱宗教」（ただし既存宗教としての仏教以外）が宗教なのだ。

神道系または日本の仏教系宗教は、アニミズム（精霊信仰）の影響下にあるほか先祖崇拝を行っている。たとえば神道では巨大な岩などや祖先を霊的存在であるとして畏れ、崇りがないよう鎮め、これによって平穏を保とうとする。仏教も創唱宗教ではあるが、釈迦は精霊のような位置付けにされ、宗派の開祖は昔話や歴史上の人物にされがちで、神仏習合が浸透しているとも言えよう。

かたやキリスト教（など一神教）では、神に身を委ね、自分のやりたいことを捨てて、神の望むことを行うのが信仰とされる。また新興宗教の教祖や指導者は個性的であったり、強い主張を持っているので、神道または仏教の流れをくむものであつ

てもカリスマ性が突出する。

このためアニミズムに慣れ親しんだ人々から見ると異様であるし、一神教や新興宗教が社会から嫌われたなら洗脳やカルトの文脈で語られがちになる（同 175 頁～176 頁）。

上記指摘は、抗告人主張書面(4)3 頁～17 頁でも指摘した日本の無宗教社会と本件事件との関係をほぼ同様に言い当てた内容であるが、信仰を持つ者を異分子とみなす日本の無宗教社会が「統一教会を潰せ」とするメディア世論を安易に受け容れる基盤となったことに疑いの余地はない。

続いて、加藤氏は、「社会運動は社会を分断して始まる」との小題を立て、左翼勢力が展開する社会運動の手口について次のように指摘している。

社会運動が発動者たる「オピニオンリーダー・活動家・政治家」と「報道・SNS」と「不安や不満を抱えた追随層」の三つ巴構造によって始まり、暴走するのは既に説明済みだ。

統一教会を追及する社会運動では、紀藤正樹氏と彼が事務局長代行を務める全国靈感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）、鈴木エイト氏、有田芳生氏といった面々がオピニオンリーダーとして問題提起をし、運動を牽引した。

統一教会を追及する社会運動は、献金や虐待で被害に遭った二世たちが被害者とされ、教団と教義を信じている信者を加害者とし、こうした加害が発生しないよう統一教会を糾弾し、社会から排除するよう国、自治体、政治家、個人に働きかけ、教団を解散させようと展開された（同 178 頁）。

（中略）

二世被害の証言者としては小川さゆり氏が表舞台に立った。

小川氏の証言には複数の事実誤認、思い違い、歪曲が指摘されているものの、報道機関は証言と指摘を突き合わせて検証することなく「救済されるべき被害者二世」と「無視されるのがふさわしい、糾弾されるべき加害者側の二世」に当事者を分断した。鈴木氏によってアイドルの信仰がほのめかされ、彼女たちがテレビ番組から排除された経緯は、当事者を「救済されるべき被害者」と「糾弾されるべき加害者」に分断する構図そのものと言える（同 179 頁）。

（中略）

統一教会追及では「被害（被害者）」と「加害（加害者）」の関係を複雑にってしまうため、信者を拉致監禁して強制的に棄教を迫る行為を問題視した太田光氏が教団の代弁者と決めつけられて発言権を奪われたほか、コンプライアンス宣言（教会改革）の成果はなかったことにされた（同 180 頁）。

（中略）

「それらは機能不全家庭の問題ではなかったか。子の側にも問題があったのではないか」という問いは、統一教会を追及する社会運動によって悪しきものとして封じられている（同頁）。

そして、加藤氏は、自らが取材した信者らの証言を引用しながら、上記分断について次のように言う。

何もかも悪く言われるのはどうしてだろうか。

「テレビとネットのせいです。従兄弟は伯父さんと同じように、信者の家庭を知っているから偏見がありません」

翔太さんはネットの統一教会情報はテレビ番組に影響されていると指摘する。ツイッターや情報ブログで騒ぎになっている話の出所を探すと、いつもテレビ番組だった。これ以外では、

新聞や雑誌のネット記事がリンクされていた。

「僕たちが説明すると嘘や洗脳されていると言われて相手にされないか、馬鹿にされてしまいます。だから悪く言われっぱなしのままです」

翔太さんは、統一教会の教義への誤解を解く前に、難しいのは承知のうえで信者家庭についての誤解を解かないと意味がないと考えている。報道は信者の家庭を何もかも狂っているように伝えるか、まったく何も説明しないまま被害が出ていると伝えている（同186頁～187頁）。

（中略）

宗教そのものを真摯に考えようとしなかった報道機関は、統一教会を社会から切り離して排除することだけを目的にしていたのだろうと吉田さんは考えている（同194頁）。

このように、左翼勢力（全国弁連を中核とする）は、「救済されるべき被害者である元信者（被害者二世）」と「無視されるのがふさわしい糾弾されるべき加害者側の現役信者（二世信者）」という当事者分断の構図を作り出した。この構図に乗った左翼メディアは、偏った「報道フレーム」に従い、一方当事者で被害者とされる元信者（被害者二世）の主張とこれを後押しする左翼勢力の主張ばかりを執拗に社会に流し続け、他方当事者である無視され糾弾されるべき抗告人及び現役信者（二世信者）の主張並びに彼らを擁護する第三者の意見については完全に排斥し、信者に対する拉致監禁・棄教強要、コンプライアンス宣言の徹底・効果、教えによって救われた信者や合同結婚式により誕生した幸せな家庭が多数あること、統一教会による長年の世界平和貢献活動を世界の政治指導者・宗教指導者・言論人らが高く評価していることなど、「不都合な事実」については、

一切報じることなく悉く無視・隠蔽し、抗告人と現役信者を社会から切り離してひたすら排除する方向へと、取り憑かれたかのように暴走してきたのである。この「暴走報道」の行き着いた先が、抗告人に対する解散命令だったわけである。

(3) 暴走報道を牽引した人物の実像

加藤氏は、旧統一教会問題のオピニオンリーダーの代表的な人物として、紀藤正樹弁護士、鈴木エイト及び有田芳生の名を挙げるが、彼らの裏の顔と真の人物像を知れば、上記(2)の分析・検証がより一層説得力を持って見えて来る。

紀藤弁護士は、脱会屋宮村峻によって拉致監禁被害に遭い偽装脱会中であった小出浩久医師の代理人に就任し、実際には同医師が一心病院から正当な賃金が払われていたにもかかわらず払われていないと虚偽の主張をして賃金支払請求を行い、かつ、当時、同医師が自由を奪われていて、同医師を自由にする権限を宮村が握っていたことを認識していた人物である（乙N2号証の4の3：28頁6行～30頁13行、乙B20「三」冒頭参照）。元全国弁連幹部の伊藤芳朗弁護士は、紀藤弁護士が、全国弁連から排除された宮村と裏で繋がり続け、同人が拉致監禁により脱会させた高額献金をした元信者を客として紹介を受けていたことを告発している（乙B5：10頁～11頁，15頁）。

鈴木エイトは、自らが主筆を務めるネット媒体『やや日刊カルト新聞』において、抗告人信者を指して「カルトに生息するゴキブリ連中」、「ゴキブリ以下の連中」と書くなど、およそジャーナリストの名に値しない人物である。鈴木自身、「カルト」とみなした団体を「いじる」、「おちょくる」を有効な手段として発信していることを自認しており（乙C162：7頁）、12年5ヶ月間に亘り監禁され棄教強要を受けるといふ甚大な人権侵害を被り、脱会屋宮村峻らを訴えた民事裁判

で全面勝訴した後藤徹に対し、平成27年10月15日付『やや日刊カルト新聞』で「12年間に及ぶ引きこもり生活の末、裁判で2000万円をGETした後藤徹・拉致監禁強制改宗被害者の会会長」などと書き、令和4年8月12日放送の『情報ライブ ミヤネ屋』において、同人が「ひきこもり」であったと発言して、同人の名誉を著しく毀損した。鈴木は後藤から名誉毀損で民事提訴され、令和7年1月、東京地裁は鈴木による名誉毀損を認めて損害賠償を命じている。また、『やや日刊カルト新聞』を主催する藤倉善郎は、2009年以来、鈴木と共に活動をしてきたものであるが、令和7年6月22日、X（旧ツイッター）に「鈴木エイト氏を支援する会の代表を辞任しました。エイトへの支援・協力を一切やめます。」と投稿し、同年6月28日にはYouTubeチャンネル『フジクラム』の「鈴木エイト問題で藤倉が謝罪会見」と題する動画の中で、鈴木について、「僕から見れば、ほぼ暴言と言ってもいいようなことをイベントでよく口走ったりとかしてい（た）」、「ジャーナリストではなく出来の悪いタレント」と酷評し、「ボク悪かった、エイトを世に出すことに加担してしまって本当に申し訳ありませんでした」と謝罪している（乙C172の1, 2, 乙C173）。このように、自称ジャーナリスト鈴木エイトの「化けの皮」は完全に剥がれているのである。

有田芳生は、元共産党員であり、普段から脱会屋宮村峻を「盟友」と呼んでいる人物である。有田は、かつて、宮村の手引きで、偽装脱会中の小出医師の取材を行った際、「1年間も閉じ込められていて、よく耐えていられたね。」などと声を掛け（乙N2号証4の2：18頁）、同医師が監禁されていたことを認識していた。有田は、宮村が拉致監禁・棄教強要の常習者であり、上記後藤に訴えられて敗訴が確定したことを百も承知で、2022年8月18日、立憲民主党主

催のヒアリングに宮村を推薦して招致させ、議員らの前で話をさせている。

上記3名を含め反統一教会で固まる勢力は、統一教会信者に対する拉致監禁・棄教強要のことを「保護・説得」と言い換え、宮村をはじめとする脱会屋や拉致監禁牧師を擁護し、真実を隠蔽し続けてきたのである。この点に関連し、抗告人主張書面(1)15頁～17頁でも引用した「主の羊クリスチャン教会」の中川晴久牧師は、反統一教会の立場で見聞きしてきた事実を振り返り、次のように証言する（乙C162：5頁～6頁）。

家庭連合に潜入する前、まだ「アンチ統一教会」で燃えていた頃には、私もまた『やや日刊カルト新聞』の鈴木エイト氏と連絡を取っていたり、全国靈感商法対策弁護士会（以下、全国弁連）の会合に参加させてもらったことがありました。2011年9月、全国弁連の集会でのことです。そこには弁護士だけではなく、家庭連合信者に対する拉致監禁に手を染めている反対牧師たち、アンチの宗教学者らも集っていました。集会後の懇親会の中心は山口広弁護士で、懇親会の最後は同弁護士の掛け声で「文鮮明は地獄に堕ちろ！」と叫ぶと、会場全体が「おーっ！」と応答して懇親会を閉じたのでした。異様な光景でした。全国弁連の弁護士をはじめそこに集っていたアンチの人々は、家庭連合に対してそれほど異常ともいえる敵意を持っていました。また、私は、全国弁連の集会の後に参加した懇親会に出席した時に見たこの集まりの仲の良さに驚きました。家庭連合という共通の敵を持っているというだけでは説明のできない「何か」を感じていたのですが、今となってはそれが何なのかよく分かります。それは「ディプログラミング・ネットワーク」です。家庭連合の信者を拉致監禁する

犯罪行為の実行者，これと裏で繋がる弁護士，支援者，賛同者たちが，自らの罪を隠して「家庭連合は悪だ！」と声を上げているのです。犯罪の共有です。犯罪の矛先が「カルト」に対してであるということで免罪符を得ているのです。だから，家庭連合が絶対的な巨悪でなければ，彼らは自分たちが手を染めてきた拉致監禁行為という悍ましい犯罪行為を正当化することができないのです。ちなみに，この全国弁連の集会があった2011年というと，12年5ヶ月間もの拉致監禁被害に遭った後藤徹氏の裁判の勝訴判決がまだ出ていない時期ですので，拉致監禁がまだまだ盛んに行われていた時期でした。

中川牧師の上記証言は，「ディプログラミング・ネットワーク」で繋る旧統一教会問題のオピニオンリーダーたちの真の姿を，自身のリアルな体験を交えて明らかにしたものである。そして，あろうことか，政府と裁判所は，このような人物たちがメディアを通じて垂れ流すプロパガンダにまんまと乗せられたのである。

同牧師は，さらに進んで次のように述べる（同7頁～8頁）。

2014年のフェリス女学院大学で開かれた集会でも，全国弁連の紀藤正樹弁護士は今後の目標を質問されたときに「ネットワークです！」と回答していました。つまり，全国弁連は「ネットワーク」が大きな戦略であり，事実，メディアへの露出や政治家などとの幅広い統一教会包囲網ともいえるべきネットワークを確立してきたのです。情報源が一つであればその情報源の発信したものの色がついてしまいます。マスメディアからの情報が偏れば，真実を知らされていない大多数の国民は簡単に操作されてしまいます。それによって形成された世論は，決して正しいものではありません。

上記は、加藤氏が明らかにした「メディア世論」形成の背景と全く同旨の指摘であるが、反統一教会活動を25年間やってきて、全国弁連ら反対勢力の人物と手の内を知り尽くす中川牧師の言葉は、抗告人関係者あるいは客観的第三者が語る以上の説得力をもって響いてくる。

2 総括

以上、加藤氏がデータ分析と取材に基づき明らかにした「旧統一教会追及報道がメディアによる暴走報道であったこと」の実態がよく理解できたはずである。何度も言うが、旧統一教会叩きを演じたメディア報道とそれによって形成された世論が如何なるものかを知ることは、本件事件の本質を理解するには不可欠である。

第4 宗教・信仰とは何か（本件事件の本質）

1 宗教・信仰は本質的に一般社会原理とは相容れない

思想・哲学を専門とする前出の■■■■氏は、宗教について、その意見書（乙C49：6頁～7頁）で次のように述べている。

人間の本性、魂の次元における本性のみならず、その共同体を形成する本性においても、宗教が起源であると同時に、その宗教という人間の根本的な精神の構成原理、社会の構成原理は今後も不変であることでしょう。その中において、なぜ信教の自由が保障されねばならないかと言え、宗教の持っている一般社会との時に鋭い対立、それがあるにも関わらず——先ほどのようないわゆる巨大な戦争や政変の原因に宗教になる。それは部外者の立場から見たら愚かしいが、そのような宗教の持っているマグマとしての面、不条理としての面、情念としての面が人間の構成要素の不可分の一部であるということがあるために、共産主義社会のような唯物的世界観に立たない限り、宗教信仰は尊重されねばならないのです。

一般社会から見れば、時に異様、時に異常、時に許容不可能、このような要素を宗教信仰は持っております。見えないものを信じるということだからです。見えていれば信じる必要がないのであって、見えないものを信じるという行為を人間は求めている。しかもそれは人間の最も深い願望です。見えないが信じたい。見えないものを信じるというのは、人間の最も根深い願望なのです。そしてだからこそそれは、時に反社会的になるのです。

従って、従来の宗教法人法解釈、つまり刑事罰則法規に触れない範囲では宗教団体及び信教の自由を最大限尊重するというのは、人類の古来の法に則った、理に適ったやり方です。

一般社会においては、目に見えないものを信じるということを社

会原理にはしません。しかし、宗教においては目に見えないものを信じるという、一般社会では誰も共通の土俵に立ちようがなく、社会を運営することができない原理に立つのですから、一般社会の常識、良識と相容れないものが出てくる。

あえて言えば、宗教を信じる自由とは宗教に騙される自由である。宗教に後悔をする自由です。騙されるかもしれない、後悔をするかもしれない。そのような自由を否定したところに自由はありません。自由とは責務の別称です。

自由の尊重とは無被害社会を作ることではありません。誰もが無傷で生きられる社会を作ることではありません。すべてを被害と加害に割り切ることで、人の自由はむしろ侵害され、すべての当事者は尊厳を失います。

そして、政治思想・社会哲学を専門とする仲正昌樹金沢大学教授は、宗教と自発性について、『情況』の記事（乙 C 164：106頁～107頁）で、次のように述べている。

宗教の場合、何をもって「自発的」と見なすべきか、基準を立てるのが、他の分野よりもはるかに難しい。通常の人知を超えたものを信じているという前提で、宗教的な行為をしているのだから、同じ宗教を信じていない者から見て、全く合理性がないと見える行為だからといって、ただちに「自発性がなかった」と推定するわけにはいかない。自己決定権の極端な形態である—ジョン・スチュアート・ミルに由来する—「愚行権」が最も当てはまるのは宗教の領域だろう。信じてもいい合理的な教えと、そうでない教えを予め判別することはできない。それは「信教の自由」に明白に反するだろう。では何を問題にするのか？信じるに至った経緯か、日々の宗教的実践、その行為が行われた瞬間の状況か、特定の行為か、その帰結か？

統一教会問題では、そうした一番肝心な問題は全く考慮に入れられず、統一教会と他の宗教でどう違うのか検討されたことはなかった。宗教は基本異常な心理による行為であり、信者の自由意志を想定する必要など本来ないが、小口の献金・献身なら許容してもいい、といった反宗教的な発想で、統一教会を批判する人も少なくなかろう。

(中略)

無論、MC（代理人注：マインド・コントロール）は心理学の学会などで公式に定義された概念ではなく、ごく一部の心理学者が明確なエヴィデンスもなく、統一教会等によってMCが行われていると主張しているだけである—そもそも、何年にもわたって信者として献身的な活動をさせ続けるほど強力なMCがあり得るのかについての実証実験を行うのは、現代社会では事実上不可能だ。そうした不確かなものを裁判や立法の根拠にするのは極めて危険だ。

(中略) しかし、献金の多くがMCのようなものによって自由意志を偽装されたものであり、悪質だという理由で、解散させるのであれば、最低限、統一教会に特有のMC技法を明示し、他の宗教にもほぼそのまま適用できる基準が必要だ。そうでないと、人間は自由意志によって合意を形成し、社会的に行為するという近代法的前提が気づかない間に崩壊することになる。

上記引用した■■■■氏と仲正教授による宗教と信仰心に関する哲学的洞察は、本件事件に関する本質的理解を深める上で重要な示唆に富む。

2 本件とオウム真理教解散命令事件等との本質的相違

オウム真理教解散命令事件の解散事由は、無差別殺人テロに供した猛毒サリンガスの生成プラント製造行為であり、たとえ教祖に対する信仰・帰依が動機にあったからといって法的・社会的免責を受けられる事件

ではなかった。明覚寺解散命令事件においては、詐欺マニュアルに基づいて行われた詐欺事件であり、被害者は信者ではない一般人であって、騙し取られた金は信仰心に基づく献金ではなかった。このように、いずれの事件も、解散事由とされた行為は宗教や信仰心という本質的問題から遠い事件だった。

ところが、本件で解散事由とされているのは、抗告人の教えに帰依していた元信者が信者当時に行った献金等について、それが民法上の不法行為に該当するか否かが問われた民事事件であり、それらが信仰心に基づく自由意思によるものだったか否かが、全事件で争われてきた。■■■■氏が「宗教を信じる自由とは宗教に騙される自由である。宗教に後悔をする自由です。騙されるかもしれない、後悔をするかもしれない。そのような自由を否定したところに自由はありません。自由とは責務の別称です。自由の尊重とは無被害社会を作ることではありません。誰もが無傷で生きられる社会を作ることではありません。すべてを被害と加害に割り切ることで、人の自由はむしろ侵害され、すべての当事者は尊厳を失います。」と指摘し、仲正教授が「通常の人知を超えたものを信じているという前提で、宗教的な行為をしているのだから、同じ宗教を信じていない者から見て、全く合理性がないと見える行為だからといって、ただちに『自発性がなかった』と推定するわけにはいかない。自己決定権の極端な形態である—ジョン・スチュアート・ミルに由来する—『愚行権』が最も当てはまるのは宗教の領域だろう。」と指摘しているところは、宗教的な信仰心に基づく行為については、本来、司法が介入することが困難な領域の問題であることをよく言い表している。すなわち、宗教と信仰は、「宗教を信じる自由とは宗教に騙される自由」があり、「愚行権が最も当てはまる」、合理性では割り切ることのできない世界なのであり、「宗教においては目に見えないものを信じるという、一般

社会では誰も共通の土俵に立ちようがなく、社会を運営することができない原理に立つのですから、一般社会の常識、良識と相容れないものが出てくる。」という一般社会原理では測れない世界なのである。本件で問題とされる信者献金は、世俗の一般社会原理では測ることができない宗教と信仰心という本質的問題への理解を抜きに考えることはできない。無神論的・唯物論的な価値観からすれば、目に見えず触ることもできないもののために多額の献金（寄附）をすることは、愚かで無価値な行為にしか映らないのであろう。しかしながら、裁判官たる者が、人が信仰心から献金を捧げたことを愚かな行為と見下し、世俗的な価値観と社会通念をもって軽々に判断するなど、許されるものではない。まして、裁判官が、「統一教会はカルトであり、信者は全て教団に騙されている被害者である」という偏見から、抗告人及びその信者らを裁判上差別的に扱うなど、絶対にあってはならないことである。信仰とは「人間の尊厳」の核心に位置するものであり、他者の宗教と信仰心への敬意と配慮を欠いた態度は、「人間の尊厳」に対する侮辱に外ならない（■■■■氏は「すべてを被害と加害に割り切ることで、人の自由はむしろ侵害され、すべての当事者は尊厳を失います。」と述べている）。

抗告人は、抗告人主張書面(2)第1及び同主張書面(3)第1で直近20年間の民事判決事案につき各論的検証を行い、教義に基づく献金に対する『■■■■事件』東京高裁判決（甲E19の3）の判断姿勢に照らせば、抗告人の責任を認めた民事判決の多くが、担当裁判官が違えば結果が異なっていた可能性があった事案であることを明らかにした。この検証結果には、上記指摘の本質的問題、すなわち「宗教や信仰心に基づく行為を世俗の一般社会原理で判断することが可能なのか」ということが象徴的に表れている。例えば、宗教や信仰心に理解のない裁判官が事件を担当した場合、献金経緯は不明としながら、「献金額が大きい（裁判官の

個人的主観) ので任意の献金であるはずがない」と決めつける乱暴な不法行為認定がされてきたというのが、残念ながら、抗告人に係る民事裁判の実情なのである(抗告人主張書面(2)第1・2(2)及び(3)参照。)。このような判決を出した裁判官には、仲正教授が言う「同じ宗教を信じていない者から見て、全く合理性がないと見える行為だからといって、ただちに『自発性がなかった』と推定するわけにはいかない。」とする言葉を真摯に受け止めて欲しいものである。人が人を裁く場であればこそ、裁かれる側の人間の尊厳に直結する宗教と信仰心への敬意と配慮がなければならない。

神ならぬ人が裁く世俗の裁判である以上、たとえどんなに理不尽な認定であっても、民事判決が確定すれば、法社会の一員である宗教団体としてはこれに従う外はない。それでも、民事裁判の効果は金銭の支払命令に止まることから、甘受することができる。しかし、宗教法人解散命令により宗教団体並びに法人職員・家族及び現役信者らが被る法律上・事実上の不利益は、金銭では到底評価し尽くせない致命的なものである。そのような極めて重大な裁判が、宗教と信仰心という本質的問題を無視し、証拠裁判主義を無視する乱暴・粗雑なものであってはならない。

以上の通り、本件は、先例であるオウム真理教解散命令事件及び明覚寺解散命令事件とは根本的に性格を異にし、人間の尊厳の核心に直結する宗教と信仰心という本質的問題に関わる事件であり、裁判所においては、信教の自由に特段の配慮を払い、公平・公正な立場から厳密・慎重な判断が求められるのである。

以上